

しまね 教育魅力化ビジョン




【計画期間 令和2年度～令和6年度】

基本理念

『ふるさと島根を学びの原点に
未来にはばたく心豊かな人づくり』



島根県教育委員会

育成したい人間像	育成したい力
<p>学力を育む 自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人</p> 	<p>学びの支えを築く 基礎的な知識・技能を身に付け、生かす力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基礎学力(基礎的な知識・技能) ●学びを支える基礎体力や基本的な生活習慣 ●情報や情報通信技術(ICT)を学びに生かす力 <p>深め広げ豊かにする 自分の考えや意見を構築し、伝える力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未知の課題を発見し探究しようとする力 ●他者との対話や協同の中から、自らの思考を深める力 ●自分の考えや意見を構築し、伝えるように表現する力 <p>人生や社会に生かす 夢や志を形成し、やり遂げようとする力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学びを支える自分の夢や志を形成する力 ●失敗や挫折を恐れず試行錯誤を繰り返し、やり遂げようとする力
<p>社会力を育む 人とかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人</p> 	<p>学びの支えを築く 人々との交流から、自分の世界を広げる力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭や地域で育まれる基礎的コミュニケーション力 ●家庭生活や地域の人々との交流から育まれる基本的な社会性 ●グローバル化の時代を生き抜く国際感覚とコミュニケーション力 <p>深め広げ豊かにする 多様な人と合意形成を図り、物事を進めていく力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自分とは異なる見方や意見をもつ多様な人との交流に柔軟に開かれた心 ●経験のないことにも、しなやかに向き合う力 ●学校生活、集団生活の中で育まれるリーダーシップとフォロアーシップ <p>人生や社会に生かす 相違や対立を乗り越え、新たな価値を見いだす力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●意見の相違や対立の向こうに、新たな解決を見いだそうとする力 ●家庭や学校、地域での自己の社会的役割を自覚し、人々を合わせ協働する力
<p>人間力を育む 自然や文化を愛し、自他を共に大切に する優しく強い人</p> 	<p>学びの支えを築く 多様な自然や文化を、知ろうとする力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本や世界の多様な自然や文化を、積極的に知ろうとする力 <p>深め広げ豊かにする 見えにくいことにも気づき、考え行動する力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然や文化を享受するだけでなく、守り継承していく力 ●島根のよさや課題を自分のことばで表現し、人に伝えていく力 ●困っている人やうまくいかなさを抱えている人に気づき、理解しようとする力 <p>人生や社会に生かす 人々や地域に感謝し、誰もが心地よい居場所を作ろうとする力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな自然や文化を味わうことのできる感性 ●自分を取り巻く人々や地域への愛情と感謝、ふるさとを誇りに思ふ気持ち ●家庭や地域で愛されて育つことを通じて育まれる自尊感情 ●時代に沿った新たな規範を模索し、誰もが心地よい居場所を作ろうとする力

担当 島根県教育庁総務課 TEL:0852-22-5403 FAX:0852-22-5400

島根県教育委員会ホームページに
「しまね教育魅力化ビジョン」全文を掲載しています。

しまね教育魅力化ビジョン

検索

しまね教育魅力化ビジョンを策定しました

○これからの社会は、人工知能(AI)をはじめとする急速な技術革新やグローバル化の一層の進展など、大きく変化することが予想されています。人口減少や高齢化が進む本県においても、子どもを取り巻く環境の変化は複雑で予測困難となってきました。こうした状況を踏まえ、今後の本県教育の基本理念や施策の方向性を示す「しまね教育魅力化ビジョン」を策定します。

○「しまね教育魅力化ビジョン」の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

○市町村・市町村教育委員会等と連携・協働して、施策の実施に取り組みます。

○学校・家庭・地域をはじめ、大学・企業・ボランティア・NPO・各種団体などの多様な主体と連携・協働して、県民一体となった施策の推進を図ります。

基本理念

『ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり』

子どもたちが自身の生まれ育った地域との確かな絆を原点として主体的な学びを立ち上げようとする本県の「教育の魅力化」の取組は、「ふるさと島根を学びの原点にもつ」という視点からとらえることに教育上の意義や重要性があります。

家族に愛され、地域の人々から大切にされて育つこと、また豊かな自然、歴史・伝統、文化、産業など地域の資産を直接経験することの中から、周囲の人々や生まれ育った地域を好きだと感じ誇りに思う気持ちが育ちます。それが自分の存在への感じ方に反映された結果、自分を肯定的に捉えようとする気持ち(自己肯定感)が育ち、そこを原点として、自分のしたいこと、するべきことを発見し、地域社会や日本の将来、あるいは世界の未来にはばたこうとする心豊かな人を育てたいと考えます。

そのために必要な教育として、地域社会のよい面ばかりではなく、人口問題をはじめとする深刻な状況、厳しい現実と向き合う力を育てることも重要であり、また、外から与えられる問題を解くばかりではなく、今後の社会では、自ら問題を発見したり解くべき課題を創ったりする力を育てる必要があります。そうしたふるさと島根での学びを自らの原点にもつ人は、県内に留まり島根の未来を創る人や、どこにいても島根を想う人、あるいは世界を島根に呼び込もうとする人に育つと考えます。

島根に育ち学んだ自信を胸に、自らの人生と未来を切り拓き、夢や希望を実現してもらいたい、こうした思いを学校・家庭・地域・行政など、教育に関わるすべての人が共有し、相互に連携しながら教育施策に取り組んでいきたいと考えます。

教育の魅力化



地域社会

誰もが安心して学び、共に挑戦できる魅力ある島根

教育の魅力化

◆「教育の魅力化」とは

島根の子どもたち一人一人に、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域がその目標を共有し、協働を図りながら、島根の教育をよりよいものに高めていくことです。

そして、「教育の力を地域の力に、地域の力を教育の力にする教育活動」により、学校教育と地域社会との間の好循環を生み出そうとする理念を学校・家庭・地域が共有し、一人一人の子どもへの学びに向かう意欲を引き出し、「生きる力」を育むことが、島根らしい教育の魅力を高めることにつながります。

「生きる力」を育む際には、「学びの支えを築く(知識・技能)」、「深め広げ豊かにする(思考力・判断力・表現力等)」、「人生や社会に活かす(学びに向かう力・人間性等)」の3つの要素を個別に伸ばすのではなく、一人一人の学びに向かう意欲を引き出しながら、3つの要素を相互に関連させバランス良く育成しつつ、全体として高めていく好循環を確立することが大切です。

◆誰にとっての魅力なのか

なにより、子どもたちにとっての魅力であり、また、保護者、教職員、そして子どもたちや学校を支える地域の人々にとっての魅力でもあります。「子どもたちがもっと学びたい教育、保護者が学ばせたい教育、地域が応援したい教育、教職員の個性や主体性・多様性が生かされる教育」となることを目指します。

◆島根らしい魅力ある教育とは

- 豊かな自然、歴史・伝統、文化といった地域それぞれの魅力や教育資源(ひと・もの・こと)を生かす、地域に開かれた教育
- 学校・家庭・地域が一体となり、子どもたち一人一人の魅力や個性を伸ばし、自己実現を支援する、主体性と多様性を尊重する教育
- 温かな人のつながりや勤勉で粘り強い県民性を生かし、子どもも大人も共に学び続ける、対話的・探究的な教育

◆「教育の魅力化」推進のポイント

- 教育目標の明確化** 地域社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、対話を通して地域の子どものために育成したい力(資質・能力)や教育の目標を明確化し、学校・家庭・地域が共有すること
- 基礎学力の充実** 発達の段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、活用する過程で、子ども自身が自分なりの試行錯誤を繰り返すことにより、必要に応じて使いこなせる基礎学力を確実に定着させること
- 学校と地域の協働** 子どもたちの育ちを学校内に閉じず、地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりし、学校と地域が連携・協働しながらよりよい教育環境を実現すること
- 異校種間の連携** 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を貫いた一体的・系統的な教育活動を実現するとともに、一人一人の成長・発達に応じた校種間の連携を確実に行うこと

生きる力

人生や社会に活かす!

夢や志を形成し、やり遂げようとする力
相違や対立を乗り越え、新たな価値を見いだす力
人々や地域に感謝し、誰もが心地よい居場所を作ろうとする力
(学びに向かう力・人間性等)

島根への愛着と誇り
確かな学力

学びの支えを築く!

基礎的な知識・技能を身に付け、生かす力
人々との交流から、自分の世界を広げる力
多様な自然や文化を、知ろうとする力
(知識・技能)

深め広げ豊かにする!

自分の考えや意見を構築し、伝える力
多様な人と合意形成を図り、物事を進めていく力
見えにくいことにも気づき、考え行動する力
(思考力・判断力・表現力等)

◆「教育の魅力化」を進めるために

地域協働体制の実現

「生きる力」は、学校だけで育まれるものではなく、多様な人々とのかかわりや、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、子どもたちは地域とのつながりや信頼できる大人とのかかわりを通して、心豊かにたくましく成長していくことができます。一方、地域は、子どもたちの成長を軸に、学校と連携・協働し学び合うことにより、住民一人一人の活躍の場を創出し地域に活力を生み出すことができます。

地域資源の活用

地域資源を活用した教育課程を構築することにより、学んでいることと社会とのつながりを意識しながら教科横断的に学びを深めることは、「主体的・対話的で深い学び」の実現にもつながります。

ふるさと教育
地域課題解決型
学習の推進

地域での実体験や、多様な人々との交流と対話的な学びを通して、学校等で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることがつながり、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を育むことができます。

また、そのような地域の人々とのかかわりは、ルールやマナー、思いやりの心などこれまで取り組まれてきた「しまねのふるまい」をより高めていくことにもつながります。

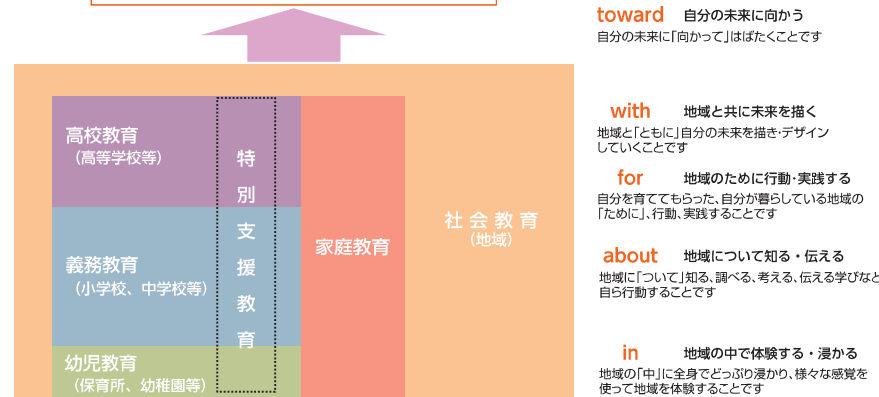
「しまね留学」の推進

多様な価値観との出会いや、切磋琢磨を通しての視野の広がり、交流の拡大やコミュニケーション力の向上、島根の魅力や課題の再発見など、県内外の生徒への教育的効果の高い「しまね留学」を、市町村等と連携・協働しながら推進します。

教育の魅力化による次代を担う人づくり

地域に愛着と誇りを持ち、将来、地域や社会の役に立ちたいという人づくりを進めていくため、地域ぐるみ(学校・家庭・地域の連携)での教育を保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を貫いた一体的・系統的に進めていくことが必要です。

未来にはばたく心豊かな人



家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開(右図)

育成したい人間像の育むべき目標である「学力を育む」「社会力を育む」「人間力を育む」の項目ごとに、発達の段階に応じて整理したものです。

家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開

学力を育む・社会力を育む・人間力を育む

高等学校・高等部

社会・上級学校

中学校・中学部

小学校・小学部

就学前

自発的な遊びや生活を通して培う

- 見通しを立てて行動したり、思い切り体を動かしたりし、健康な生活を送る。
- 感動する出来事に出会い、それを絵や歌、踊りで表現する。
- できないことや自分でやりたいことを、工夫したり考えたりし、粘り強く取り組む。
- 友達と共通の目的の実現に向けて、工夫したり協力したりしてやり遂げる。
- 善悪があることに気づき、きまりを作るなど、友達も大切に協力する。
- 絵本などに親しみながら、話したり聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむ。
- 身近な事象に、工夫、予想してかわったり、友達と新たな考えを生み出したりする。
- 遊びを通して、数や文字を親しみをもって使ったり、物の形や大きさ、量の感覚をもったりする。
- 身近な地域のひと・もの・ことに触れることで、地域や社会に親しみをもつ。
- 身近な自然に関心や愛情をもったり、生命を大切にすることができるようになる。

学力を育む

- 身のまわりの生活や地域とのかかわりを通して知的好奇心、学ぶ意欲を高める。
- 発達段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、必要に応じて使いこなせるようにする。
- 家庭と連携して家庭学習の習慣化を図る。
- 学校図書館やICT機器等を活用し、伝える力や情報を集め整理する力、読み取る力を育む。

社会力を育む

- 身近な社会とのかかわりを通して、自分の夢や希望を膨らませる。
- 身近な地域について、知る、感じる機会を設定することで、関心を高める。
- 身近な地域の教育資源（ひと・もの・こと）に触れることで、ふるさとへの愛着や誇りを育む。
- 外国語教育などを通して多様な文化に触れ、親しみを感じられるようにする。
- 係活動や委員会活動などを通して、働くことの意義について考える。

人間力を育む

- 自分の好きなもの、大切なものを持ち、自分を信じる心を育む。
- 人や自然とのかかわりの中で、よいところを見つけようとする心を育む。
- 返事やあいさつ、時間や約束を守る等の、基本的なふるまいができるようになる。
- 様々な活動・体験の中で、自分の役割や責任を知り、役立つ喜びや自尊感情を育む。
- 自分と友達の違いに気づき、受け止めようとする態度を育てる。
- 様々な体験を積み重ねて、たくましさ・しなやかさなどを育む。

学力を育む

- 実生活・地域・社会や将来とのかかわりを通して、学ぶ目的や意義を理解し、学ぶ意欲を高める。
- 発達段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、必要に応じて使いこなせるようにする。
- 自らの進路を考えた、主体的で計画的な家庭学習ができるようにする。
- 学校図書館やICT機器等を活用し、言語能力や情報を取捨選択して読み取り主体的に活用できる力を育む。

社会力を育む

- 社会との積極的なかかわりを通して、自分の特性、自分らしい生き方について考え、将来を想起する力を育む。
- 地域社会の実態に触れることを通じて、地域と自分とのつながりや地域の課題等への関心を高める。
- 地域の教育資源を活用した学びを通して、ふるさとへの貢献意欲を育む。
- 異なる文化や考え方への関心を高め、自分の世界を広げようとする態度を育む。
- 職場体験やボランティア活動等を通して、勤労観・職業観を高め、助け合って生きる喜びを体験できるようにする。

人間力を育む

- 自分の長所や欠点に気づき、自分らしさを発揮しようとする心を育む。
- 集団でのかかわりの中で、他者を尊重しながら役割を果たそうとする心を育む。
- 返事やあいさつ、時間や約束を守る等の、場や状況に応じたふるまいが意識的にできるようにする。
- 様々な活動・体験を通して、集団の中での役割や責任の存在を意識し、人間関係を築く上で必要な力を育む。
- 互いの考えや立場を認め合い、協働していこうとする態度を育てる。
- 様々な実体験の積み重ね（成功・失敗・挫折など）を通して、学び続けていく力の基盤となる集中力、持続力、柔軟性を育む。

学力を育む

- 学びの先にある社会を意識し、自ら挑戦していく意欲を高める。
- 発達段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、必要に応じて使いこなせるようにする。
- 実社会や自らの将来に役立つ、専門的な知識や技能を育む。
- キャリア形成に向かい、主体的で、計画的な学習ができるようにする。
- 学校図書館やICT機器等を活用して情報を収集し、的確に対応できる力を育む。
- 生涯にわたる学びの基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を育む。

社会力を育む

- 社会との多様なかかわりを通して、自分の特性を生かした社会貢献のあり方を具体的に想起する力を育む。
- 他地域の実態や異文化に触れる機会を通して、多角的な視点でふるさとを捉えることで、ふるさとの魅力や課題に気づくようにする。
- 地域課題解決に取り組む学習を通じて、当事者意識をもったふるさとへの貢献意欲を高める。
- 多様な価値観を理解し、国際的な視野をもった行動、コミュニケーションができるようにする。
- インターンシップや企業見学、セミナー等を通して、地域社会のあり方や自らの生き方を考えるよう促す。

人間力を育む

- 多様なかかわりを通して、生命の尊厳を感じ、他と共生しようとする心を育む。
- 挨拶や時間遵守等、社会で通用するマナーを身に付け、場や状況に応じたふるまいが自発的にできるように育む。
- 各種の体験的活動を通して、社会に主体的に参画していくために必要な力や態度を育む。
- 人権が尊重される社会を実現しようとする意欲や実践力を育む。

in 地域の中で体験する・浸かる

- 様々な感覚を使って地域を体験する。
- 地域での「原体験」や「原風景」を深く、多くもつことで、愛着や郷土愛の土台を育む。

about 地域について知る・伝える

- 地域の「ひと・もの・こと」に触れながら地域について、知る、調べる。
- 地域の歴史や文化、現代の課題、未来の姿などを調べ、考えることで、誇りや愛着を育む。

for 地域のために行動・実践する

- 地域行事や地域のボランティア等へ参加する。
- 地域の課題を発見し、解決に向けた提案、課題解決への実践などを経て、自分たちが地域の役に立てる、地域を守り、創っていく一員だという自覚や当事者意識の醸成を図る。

with 地域と共に未来を描く

- 地域のことと自分の未来を繋げて考え、自分という「個」の未来だけでなく、「地域」や「社会」の未来のことも考えるように促す。

toward

生活習慣・健康・体力

- 食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でできるようにする。
- いろいろな遊びの中で伸び伸びと十分に体を動かすようにする。

生活習慣・健康・体力

- 自分の健康に関心を持ち、運動、食事、睡眠などの基本的な生活習慣の定着を図る。
- 運動遊びを通して、体を動かすことを楽しみ、いろいろな運動ができる力を育む。

生活習慣・健康・体力

- 生活リズムを整えるなど、自らの力で基本的な生活習慣の確立を図る。
- 運動部活動や体育行事など様々な経験を通して、運動に親しみ習慣を身に付ける。

生活習慣・健康・体力

- 社会的自立に向けて、生涯にわたり健康な生活を営むため、望ましい生活習慣の確立を図る。
- 健康の保持増進のため、主体的に運動・スポーツに取り組む力を育む。
- 生涯にわたり運動に親しみ、楽しむ力を育む。

ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人

家庭

地域

- 優しく抱き、良いところをほめる。
- 子どもの話を聞き、気持ちを受け止める。
- 早寝早起きなどの基本的な生活習慣が、気持ちよい生活につながることを気づかせる。
- 自然の中で遊ぶなど、本物の体験をさせる。

- ほめて良いところを伸ばし、悪いことはきちんと諭す（叱る）。
- 子どもの話を聞き、会話を楽しむ。
- 基本的な生活習慣を自分で身に付けるよう促す。
- 自分の良さを知り、その良さを生かすことができるよう励ます。

- しっかりほめ、しっかり諭し（叱り）、励ます。
- 話を真剣に聞き、思いを受け止め、相談に乗る。
- 望ましい生活習慣のリズムが確立できるよう促す。
- 自分の良さを生かし、目標に向けて努力ができるよう相談に乗る、励ます。

- 最良の理解者として、温かく見守り、支える。
- 人生の先輩として相談に乗り、アドバイスする。
- 自分のことは自分で計画・実践する大人としての生活リズムが確立できるよう支援する。
- 社会の一員として、自分が生かせる目標をもち、達成に向けてチャレンジできるよう、物心両面で支援する。

しまね教育ビジョンの比較

<参考> 第1期 しまね教育ビジョン2 1 (H16~H25)

第2期 しまね教育ビジョン2 1 (H26~R1)

基本理念	教育目標	重点目標	施策
------	------	------	----

島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり

向かっていく学力			
育体的夢や希望に向かおうとする人を主	学ぶ力・学んだ力	<ul style="list-style-type: none"> 学力の育成 ものづくり活動の推進 情報教育の推進 読書活動の推進 	
	情報活用力		
	意欲・たくましさ		
広がっていく社会力			
て立にまとう様と人社会に積極的	社会性	<ul style="list-style-type: none"> 社会性の育成 コミュニケーション能力の育成 国際理解教育の推進 ふるさと教育の推進 学び直しや就労に向けての支援 	
	コミュニケーション力 国際性		
	島根への愛着と理解		
高まっていく人間力			
るし、人を育てるに等しく大切に	自尊心・思いやり 規範意識	<ul style="list-style-type: none"> 心の教育の推進 「しまねのふるまい」の推進 人権教育の推進 いじめ・不登校に対する取組の充実 文化活動の推進 	
	人権意識・生命の尊重		
島根の教育目標を達成するための基盤のための施策			
<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育の推進 特別支援教育の推進 幼児教育の充実 離島・中山間地域の教育力の確保 「生きる力」を支える健康づくり 学び続ける教員の育成と学校のマネジメントの確立 安全・安心な教育環境の整備 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進 社会教育の振興 生涯・競技スポーツの推進 文化財の保存・継承と活用 私立学校への支援 			

しまね教育魅力化ビジョン (R2~R6)

基本理念	こんな人を！ 育成したい 人間像	こんな力を！ 育成したい力	こんな教育を！ 教育環境の充実(必要な施策)
------	------------------------	------------------	---------------------------

ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり

学力を育む			
ぶだ 人自ら 粘り強く 挑戦を 見学い	基礎的な知識・技能を身に付け、生かす力	<ul style="list-style-type: none"> 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育 基礎学力の育成 キャリア教育の推進 幼児教育の推進 読書活動の推進 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上 	
	自分の考えや意見を構築し、伝える力		
	夢や志を形成し、やり遂げようとする力		
社会力を育む			
造しつ す、な る新が 人た り の なを か 社大 か 会切 わを に 創	人々との交流から、自分の世界を広げる力	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育 インクルーシブ教育システムの推進 道徳教育の推進 人権教育の推進 課題を抱える子どもへの支援 外国人児童生徒等への支援 学び直しや生涯学習の推進 地域や社会・世界に開かれた教育 地域協働体制の構築 ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進 国際理解教育の推進 主権者教育や消費者教育の充実 世代を超えて共に学び、育つ教育 地域を担うひとりづくり 社会教育における学びの充実 家庭教育支援の推進 図書館サービスの充実 体験活動の充実 	
	多様な人と合意形成を図り、物事を進めていく力		
	相違や対立を乗り越え、新たな価値を見いだす力		
人間力を育む			
優自 し他 く自然 強共 いに 文 人 大 化 切を に 愛 す し る、	多様な自然や文化を、知ろうとする力	<ul style="list-style-type: none"> 地域や社会・世界に開かれた教育 地域協働体制の構築 ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進 国際理解教育の推進 主権者教育や消費者教育の充実 世代を超えて共に学び、育つ教育 地域を担うひとりづくり 社会教育における学びの充実 家庭教育支援の推進 図書館サービスの充実 体験活動の充実 	
	見えにくいことにも気づき、考え行動する力		
	人々や地域に感謝し、誰もが心地よい居場所を作ろうとする力		
基盤となる教育環境の整備・充実のための施策			
<ul style="list-style-type: none"> 教職員の人材育成、学校マネジメントの強化 学びを支える指導体制の充実 地域全体で子どもを育む取組の推進 学校危機管理対策の充実 学校施設の安全確保の推進 文化財の保存・継承と活用 私立学校への支援 			

次期計画 (R7~R11)

しまね教育魅力化ビジョン（R2～R6）の施策の主な成果、課題等

資料3

柱	施策名	実績	成果	課題	今後の取組
学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育	1) 基礎学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 「しまねの学力育成プロジェクト」により、小・中学校等において学力の育成が図られるよう取り組む市町村（5市）を支援し、その取組の横展開を図っている。 各教科等の指導のポイントを校種別に記載した「教科等の指導の重点」や日々の授業づくりで大切にしたい点をまとめた「授業チェックリスト」を作成、配付し、教科指導の充実を図った。 小中学校において一人ひとりの学びに寄り添う学びのサポーターの配置率が伸びている。 (R3:80.6%→R5:82.3%) 高校生の教科学力の向上及び教員の指導力向上を図る「しまねの高校生学力育成事業」、理数教育を充実させる「STEAM教育特化型プロジェクト」、教員の指導力向上を図る「授業力向上プロジェクト」を実施し、各高校の主体的な教育実践を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業において、児童生徒自らが「学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れた」という割合が上がるなど、探究の過程を意識した授業が実践されており、授業改善と共に資質・能力の育成が図られていることが伺える。 (小6 R3:84.3%→R5:89.2%) (中3 R3:80.0%→R5:83.5%) 「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と回答している児童生徒の割合は、学年が進むにつれて上がっており、協働的な学びの充実に伴い、資質・能力の育成が図られていることが伺える。 (小5:67.3%、小6:70.5%、 中1:73.4%、中2:77.0%) 学びのサポーターの配置により、個別の学習支援などが進んでいる。 「情報を、勉強したことと関連づけて理解できる」と回答した高校生の割合が増加（全学年平均でR3:76.5%→R5:81.2%）するなど主体的・対話的な学びにより、生きて働く知識・技能の習得が図られている。 「学習活動や学習内容について生徒同士で話し合っている」と回答した高校生の割合が増加（R2:86.0%→R5:89.1%）するなど、協働的な学びを通して思考・判断・表現する姿勢が身に付いてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> R5年度における小中学校におけるICT機器の授業での活用割合が全国平均を大きく下回っている。 (小6:△23.4ポイント、中3:△18.3ポイント) 小中学生の家庭学習時間（平日1日1時間以上）の児童生徒の割合が下がっている。 (小6 R3:64.2%→R5:53.9%) (中3 R3:63.6%→R5:52.2%) 学力調査結果から、児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や活用力が身に付いていない可能性がある。 高等学校においては、「総合的な探究の時間」を中心に探究的な学びが深まっているが、各教科学習において、自ら問いを立て、自律的に学習する態度を育成する取組がまだ十分とは言えない。また、生活の中にある身近な課題を発見し、その解決に向けて、教科の枠を越えて、教科横断的な学習に取り組んだりする授業が十分には展開されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 理系分野への意欲・関心の喚起を図るため、「しまねの学力育成プロジェクト」において、大学講師等による出前講座、高等学校等との連携など、外部支援を活用した学習活動を充実させる 「しまねの高校生学力育成事業」や「しまねの学力育成プロジェクト」を通じて、小学校、中学校、高等学校で連続性をもちながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた協調学習やICT活用等による授業改善を進め、その成果の普及を図る。 家庭学習の充実に向けて、1人1台端末の活用を含め、学校・家庭・地域の共通理解のもとに取組を進めていく必要がある。 家庭学習習慣の定着に取り組む放課後児童クラブに対して、学習の見守りを行う人材の情報提供を行う 各種の学力調査結果を踏まえた授業の分析、改善方法を提示することにより、各学校のマネジメント機能の強化を図る。 小学生の教科学力の基盤に関する調査を、主として小学校低学年を対象に実施し、校内で組織的な授業改善が推進されるよう支援する。 高等学校においては、自律的に学習する態度の育成や教科横断的な学習の推進に向け、授業改善の取組を引き続き行い、各学校の好事例を共有する機会を設けるなど、教員研修をより一層充実させる。
	2) キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 全ての小中学校、高等学校、特別支援学校で「キャリア・パスポート」を導入するとともに、「キャリア教育ハンドブック」を作成し、教員研修等で活用 	<ul style="list-style-type: none"> 教員が「キャリア教育」の目的等を理解した上で、「キャリア・パスポート」を活用した指導を実施しており、児童生徒自身で目標をたて、振り返る教育活動ができている。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の振り返りの後に、新たな学習等への意欲につながる取組の不足や卒業後の進路実現に関するものが学習の中心であることが見受けられ、学ぶことと生きていくことの関連性について、児童生徒の理解を深める工夫が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当教員だけでなく、学校内全体でキャリア教育の質の向上に取り組むことができるよう、経験年数に応じて受講する研修の中で「キャリア教育」についても学ぶようにするとともに、好事例の横展開を図っていく。
	3) 幼児教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の質の向上を図るため、研修や訪問指導等を実施した。 幼小連携・接続を推進するため、幼小連携・接続アドバイザーを配置し、市町村の研修支援等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育アドバイザーを配置するなど、幼児教育の推進のための体制整備を行う市町村が増えた。 (R2:4市町村→ R5:12市町村) 幼小連携・接続に係る合同研修会を実施していると回答した幼児教育施設長と小学校長の割合が増えるなど、幼小連携・接続に関する意識が高まりつつある。 (幼児教育施設: R2 35.8%→R4 46.2%) (小学校: R2 30.4%→R4 31.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育及び幼小連携・接続の推進体制が整っていない市町村がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育コーディネーターを中心に市町村の幼児教育の推進体制の整備と強化への支援を行う。 幼小連携・接続アドバイザーを中心に接続期のカリキュラムの充実に向けた市町村の研修支援を行い、さらなる幼小連携・接続の推進を図る。
	4) 読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校において、一人一人の学びに寄り添う学校司書の配置率が伸びている。 (R3:80.6%→R5:82.3%) 高等学校の学校図書館活用教育の推進を図るため、12学級未満の17校に学校司書（会計年度任用職員）を配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の学びのサポーターの配置率が増加し、本を介した心の居場所づくりや言語能力育成を目指した読書活動などが進んでいる。 「情報を、勉強したことと関連づけて理解できる」と回答した高校生の割合が高まる（全学年平均でR3:76.5%→R5:81.2%）など、読書活動の推進によって、情報を活用しながら学びを深める力が育成されつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校、高等学校と学年が進むにつれ図書館を利用する時間が減少しており、図書館を活用した読書活動の推進について引き続き改善策の検討が必要である。 高等学校において、1クラスあたりの学校図書館を活用した授業時間数は増加傾向にあるが、図書の貸出冊数については顕著な伸びが見られず、学校図書館を活用した教育活動が十分になされているとは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校司書の役割は重要であるため、児童生徒一人一人の学びに寄り添う学校司書等の配置の支援を引き続き行っていく。 学校図書館を活用した教育をより一層推進するため、実践研究を小学校、中学校、高等学校等校種を越えて展開し、その成果を県内に普及する。
	5) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 指導主事による学校訪問や大学教員等の派遣、幼児の運動に関する専門指導者の派遣などを通して、体育授業の充実や体力向上のための取組の定着を図った。 「健康とメディア」「健康課題」に関して、専門家、専門員を派遣した指導事業を、各学校の希望に基づき、年90回程度実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 体育の授業が「楽しい」と感じている生徒の割合が増加した。 (R元:84.9% → R5:85.6%) 多くの学校でメディア接触や心と性に関する取組が定着している。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の体育授業への愛好的な意識に二極化傾向が見られる。 メディア接触時間が増加しつつあり、睡眠時間の不足や朝食欠食等の生活習慣の乱れが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 体を動かすことや体育の授業が「楽しい」と思えるような環境を整備するため、教員の指導力を向上させるための研修の充実などに取り組む。 メディア接触について、家庭でのルールづくりや上手な付き合い方、朝食摂取の大切さについての啓発をより一層推進していく。

柱	施策名	実績	成果	課題	今後の取組
一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育	(6) インクルーシブ教育システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援が必要な児童生徒のために非常勤講師を配置している。（R5年度 通常学級100校、特別支援学級59学級） ・県立高校において、全ての学校で通級による指導を受ける体制を整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援が必要な児童生徒のための非常勤講師の配置により、該当児童生徒の障がいに応じた支援が実施できたとともに、学校における特別支援教育体制の充実につながった。 ・県立高校では、R4年度は36校中16校49名、R5年度は10月時点で36校中23校56名の生徒が通級による指導を受け、希望する生徒全員が障がいに応じた指導支援を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の通常の学級で学ぶ学習障がいのある児童生徒や、高等学校において特別な支援が必要な生徒への支援が十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の通常の学級で学ぶ学習障がいの児童生徒の現状や課題について調査を実施し、学習障がいの理解推進と支援実施の体制整備に取り組む。 ・高等学校において、特別な支援が必要な生徒に適切な支援が行われるように、通級による指導の指導内容の充実と支援の共有化を図る。
	(7) 道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳科について、教育センターの能力開発研修や経験年数に応じた研修を通して、小中学校の担当教員に授業づくりの講義と演習を実施し、道徳科における「主体的、対話的で深い学び」のポイントを伝えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が道徳的価値を深めていくために使用する教材の特質やそれを生かす具体的な活用方法、学習展開を明確にした授業についての理解が進んだ。また、内容項目に応じた児童生徒の発達段階を理解し、何を考えさせるかを明確にし、発問に対する答えまで意識して授業を構想することへの意識が高まった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のねらいや指導内容を明確にすることや、児童生徒一人ひとりの「個人内評価」を行うことに苦手意識を持つ教員も多く、指導方法や評価方法の理解が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画、教材や指導方法、道徳科の評価の在り方等について、各学校の道徳主任を中心に校内又は学年部内で定期的に検討、校内の研修体制の充実、全体計画の実施状況を評価するための支援を行い、全教職員による一貫性のある道徳教育を推進する。
	(8) 人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場における取組方針をまとめたリーフレット「しまねが目指す人権教育（実践編）」を発行し、各学校の担当教員向け研修で活用するなど、学校教育における人権教育の具体的な取組の推進を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校でリーフレットを活用した校内研修が実施され、子どもの個別の事情を考慮した接し方などの実践的な人権教育の広がりが見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で進めている人権教育の取組が個別の人権課題に関する知識理解に偏る傾向が残っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに、自他を大切に人権感覚が着実に身に付くよう、キャリアステージに応じた教職員研修の充実と努めていく。
	(9) 課題を抱える子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの県内すべての公立学校への配置、スクールソーシャルワーカーの県立学校への配置や派遣及び中核市を除く18市町村への委託による各学校への派遣、教育センター等での来所相談等の実施により教育相談体制の充実を図った。 ・生活の中で悩みなどを抱える児童生徒が、相談したいと思うタイミングや方法で、匿名で他者に相談することで、心の負担を軽減し、様々な悩みの深刻化を未然に防止することを目的として、「いじめ相談テレフォン・24時間子供SOSダイヤル」と「SNS相談事業」を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談体制の充実により、学校内外の機関で相談・指導を受けていない不登校児童生徒の割合は、全国平均を下回っている。 ・SNS相談窓口の開設により、相談先の選択肢が広がり、相談者の多様なニーズへの対応につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認知件数は増加傾向にあるものの、全国平均を下回っている。見逃されている事案があることを想定し、組織的ないじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組について周知していく必要がある。 ・学校内外の機関で相談を受けていない不登校児童生徒の割合は、全国平均を下回っているものの存在する。 ・不登校児童生徒が増加する中、学習の機会の確保や社会的自立を支援するため、個々のニーズに応じた多様な支援が必要とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの積極的な認知や組織的な対応、いじめを見逃さない集団づくり、児童生徒や保護者との情報共有などの必要性について研修等で周知していく。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家の支援を必要とするケースが増えており、人材確保に向けて島根大学や職能団体と連携し、人材育成及び人材発掘を進める。 ・不登校児童生徒一人ひとりのニーズに対応するために必要な支援について、市町村教育委員会や民間団体等との連携を進める。
	(10) 外国人児童生徒等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒への指導技術の習得等を目的とした研修会を年2回実施している。 ・宍道高校において、日本語指導を行うための学校設定科目（日本語理解Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を開講するとともに、義務教育段階の学習の定着や学び直しを図るための学校設定科目（国語入門、数学入門、英語入門など）を開講している。 ・公立高等学校入学者選抜制度において、帰国・外国人生徒に対する特別措置（問題文へのルビ振り等）を行うなど、必要とされる配慮について入学者選抜制度の運用改善に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒に対する受入れ体制、授業づくりに関わる専門的・実践的な研修を通して、該当児童生徒の受入れ体制を充実させるとともに、指導方法の工夫・改善及び指導力の向上を図ることができた。 ・宍道高校におけるきめ細かな指導により、日本語指導が必要な生徒が増加（R3：5人→R5：14人）するなど、日本語指導が必要な生徒への安心感の醸成につながっている。 ・公立高等学校入学者選抜制度における帰国・外国人生徒に対する特別措置を行うことにより、毎年度、当該制度を利用して高校に入学者がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒の増加に伴い、指導者を増やすこと及び専門性を高めることが重要である。 ・宍道高校における校内支援体制をより一層整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒への指導技術の向上に向けて、計画的な教職員研修と、市町村教育委員会に対する「日本語指導が必要な児童生徒教育研修」を引き続き実施していく。 ・宍道高校において、日本語指導教員の継続配置や多言語化への対応の充実を図るとともに、その他の県立学校においても、日本語による連絡が困難な保護者に対する、文書翻訳や面談時の通訳など支援を実施していく。
(11) 学びの直しや生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・定時制・通信制課程を設置している高等学校においては、毎年度、学び直しを目的として入学する生徒がみられる。 ・定時制・通信制課程においては、義務教育段階の学習内容の定着や学び直し等を図るための学校設定科目（国語入門、数学入門、英語入門など）や、生徒の興味や関心又は必要性を踏まえた学校設定教科「総合」及びその学校設定科目（「社会生活基礎」「カウンセリング心理学」など）を開講している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的には公立通信制高校への入学者が減少している中において、島根県内の県立高校通信制課程活動生数は、宍道高校（R元：454人→R5：635人）、浜田高校（R元：141人→R5：180人）ともに増加しており、不登校生徒の転学受入れを含め、多様な学びを求める生徒のニーズに対応した教育が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定時制・通信制課程に入学した生徒の卒業までの支援（カリキュラム編成や単位修得など）により一層の工夫が必要である。 ・定時制・通信制課程に入学した生徒の進路保障をより一層確かなものとするため、キャリア教育の指導体制の更なる充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定時制・通信制課程において、学び直しに寄与する基礎的な科目の充実や、通信制課程におけるオンデマンド教材等コンテンツの充実を図るとともに、日々の教育相談や将来を見通した進路指導など、生徒一人一人の多様な教育ニーズを丁寧に把握し、より一層きめ細かな指導・支援を行っていく。 	

柱	施策名	実績	成果	課題	今後の取組
地域や社会・世界に開かれた教育	12 地域協働体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 学校と地域が一体となって子どもたちを育む協働体制「高校魅力化コンソーシアム」が全ての県立高校に構築された。 県内大学との連携協定に基づき、大学の知見を生かして生徒の学びを充実させるとともに、体験を通じながら生徒の県内大学への理解・関心が深まるよう取り組んだ。 令和3年度から、高大連携推進員を大学の所在する松江、出雲、浜田に配置し、5年度からは島根大学理系学部との連携強化のための高大連携推進員を増員した。 	<ul style="list-style-type: none"> コンソーシアムの取組により、探究学習などにおいて、地域での実体験、人々との対話・交流を通して高校生の成長の場・機会となっている。 県内大学と連携した取組が各学校で増え、多様な学びの機会が得られることで、生徒の思考力や学びに向かう力などが高まり、また、県内大学に対する生徒の理解も深まってきたことで、県内大学への進路の選択肢が広がってきている。 (県立高校の県内大学への合格者数 R2:466名 → R4:577名) 	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の実情に応じつつ、各学校の特色を生かしたコンソーシアムの活動となるよう支援を充実していく必要がある。 コーディネーターの配置がなく、地域とのつながり作りが教員の負担となっている学校がある一方で、コーディネーターを配置している学校の中には、コーディネーター業務が増加しており業務の精選が必要となっている学校もある。 県立高校の全ての生徒が、県内大学との連携を通じて、大学の学びについての理解を深め、進路を考えられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校、地域の双方が高校の魅力化に一層の取組ができるよう、学校と地域の実情に応じたコンソーシアムへの伴走支援に取り組んでいく。併せて、独自に財源確保をするなど持続可能な取組となるよう、コンソーシアムの法人化を進めていく。 コーディネーターの業務について、教職員、コーディネーター間の役割分担を明確に示すとともに、市町をはじめとする関係機関と連携して、コーディネーターの確保に努める。また、コーディネーターの資質・能力の向上を図るため、研修等の充実を図っていく。 大学の学びがどのようなものかについて、生徒の理解を深めるため、授業等で大学の学びを直接体験する機会を設けるなど、引き続き、県内大学と協働して取り組んでいく。
	13 ふるさと教育や地域課題解決型学習	<ul style="list-style-type: none"> 県内全ての小中学校における、地域の教育資源（ひと、もの、こと）を活用したふるさと教育を実施している。 県立高校の探究学習を推進するため、令和2年度から、全ての高校に探究学習推進担当者を設定するとともに、教育委員会事務局に探究学習担当指導主事を配置した。 令和4年に、総合的な学習（探究）の充実を図るため、教職員向けのガイドブックを作成し、研修等において活用した。 同一地域内の小学校、中学校、高等学校で指定した研究協力校3校で英語科の公開授業及び研修会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと教育の実施により、地域や社会をよりよくするために何をすべきかを考えることが生徒の割合(中学2年生)が増える (R元:40.3%→R4:41.7%) など、子どもたちに地域への愛着や誇り、貢献意欲が身に付いてきている。 研修の充実を図ったり、各学校の探究学習推進担当者の活動を支援することで、各高校で特色を生かした探究学習が展開され、探究への意識が高まってきている。 (「授業で「なぜそうなるのか」疑問を持ち考えたり調べたりした」R2:63.0% → R5:68.7%) (「地域社会の魅力や課題について、自主的にテーマを設定し、フィールドワーク等を行いながら調べ、考える学習に対して熱心に取り組んでいる」R2:54.5% → R5:59.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと教育の全体計画や年間計画において、小中学校9年間の系統性等を踏まえた活動の重複がないか、体験活動のみで完結していないかなど、ふるさと教育の活動内容の確認が必要である。 県立高校では、探究学習の取組を、教科・科目での学びにつなげたり、取組の成果を生徒の進路実現につなげる動きは途上である。 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと教育について、指導主事や社会教育主事が連携して、授業支援や活動の精選を行うとともに、市町村が配置するコーディネーターや公民館職員等の地域連携関係者の体制強化を図る。 生徒の主体性や興味・関心を十分に引き出し、各教科・科目との相互作用が高めるため、探究学習と、各教科等での学びで習得した資質・能力とを関連付け、生かしながら進められるよう、各学校におけるカリキュラムマネジメントを指導主事を中心に、指導・助言などの支援を行っていく。
	14 国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 英語教育における小・中・高等学校の連続性が高められるよう、CAN-D0リストの作成等カリキュラムの連携を強めるための取組に力を入れた。R5年度は全ての中学校等がCAN-D0リストの作成、提出を行った。 R4中学生用竹島に関する学習リーフレット改訂し、全ての中学1、2年生に配付した。 高等学校において、外国語指導助手（ALT）18名を招致し、すべての県立学校において外国人指導助手を活用した授業を実施した。 小中学校の社会科、高等学校の公民科を中心に、議会制民主主義や選挙制度の基礎知識についての学習を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校、高等学校の連続性と系統性を持った学習指導のあり方については、研究指定校において研究・検証を行い、その地域内での指導上の指針や課題を、校種を超えて共有することができ、指導力向上につながった。 CAN-D0リストの作成により、4技能全ての評価基準が明確となり、パフォーマンステストなどの評価を学習指導に生かすことができるようになった。 竹島北方領土問題を考える中学生作文コンクールの作文の内容から、竹島に関する学習の充実や児童生徒の竹島問題の解決を図ろうとする意欲がうかがえる。 	<ul style="list-style-type: none"> 3校種が連携した取組の研究・検証を行った地域では教員間の交流が進み、指導力の向上につながったが、その成果が、全県下に十分に波及しているとは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 3校種が連携した取組の研究・検証について、対象とする地域を毎年度変えながら引き続き行い、研究指定校の成果報告等を通じて、英語教育における小学校、中学校、高等学校の連続した学習指導が全県下に波及するよう授業公開や研修等を行う。 英語のコミュニケーション能力を育てるための、外国語指導助手と英語科教員が協働した効果的な指導技術を向上させる。 外国語指導助手とのチームティーチング等により、英語教育の改善を進めるとともに、児童生徒が様々な文化を尊重しようとする態度の育成を継続する。
	15 主権者教育や消費者教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 選挙権年齢の18歳引下げ以降は、特に各高等学校の「総合的な探究の時間」や「特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動等）」等の時間を利用して、模擬選挙、模擬請願、模擬議会等の実践的な活動が積極的に行われた。 児童生徒に適切な金銭感覚を育てる場として小中学校及び高等学校において保護者や島根県金融広報委員会と協力して金銭・金融教育を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校、高等学校を通じて、教科学習における基礎知識に加え、「総合的な学習（探究）の時間」や「特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動等）」等を利用した実践的な学習を行ったことで、議会や選挙に関心を示す生徒が増えた。 高等学校では、「総合的な探究の時間」等を利用した地域課題解決型学習において、地域の課題発見とその解決策を研究し、その成果を市町村長をはじめとした自治体職員に提言する活動を行う学校も見られた。 金銭・金融教育研究校では、地域の関係機関と連携した実践的な教育活動が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 主権者教育を通じて、議会や選挙制度に関心を持つ生徒が増えてきているものの、それが10代の投票率向上に必ずしもつながっていない。 金銭・金融教育研究校では、家庭科等を中心とした教科学習と連携した実践的な取組が進められたが、県内すべての学校において、教科学習と連携した体系的な消費者教育が行われているとは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校における教育活動全体を通じて主権者教育・消費者教育が実施されるよう、引き続き各学校年度初めの全体計画の作成を求めるとともに、授業研究等の校内研修の充実を支援する。 金融・金融教育研究校の成果報告等を通じて、取組を全県下に波及させるなど、小学校、中学校、高等学校が連携し、児童生徒の発達の段階に応じた金銭・金融教育を推進する。

柱	施策名	実績	成果	課題	今後の取組
世代を超えて共に学び、育つ教育	16 地域を担う人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが行う「ふるさと活動」を支えるとともに、大学生等が地域とつながり続けることができる環境づくりに取り組む市町村を支援した。 地域づくりを担う人づくりの基盤となる市町村の社会教育機能の強化を図るため、公民館等と地域団体が連携して、地域住民の人材育成に取り組む市町村を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ふるさと活動」を行う団体数が、増加（R2:4団体→R4:12団体）するとともに、県が主催する交流会により、団体同士の交流が生まれるなど、「ふるさと活動」の取組が広がっている。 「公民館等を核とした人づくり機能強化事業」に取り組む市町村は増えつつあり（R2:6市町→R4:9市町）、公民館等職員のスキルアップや人材育成が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと活動を通じて、活動に主体的に関わる子どもが増えたり、それを支える大人の体制や環境を整える地域がある一方で、その取組には市町村による温度差がある。 社会教育・人づくりに関する計画が未作成の市町村があり、社会教育・人づくりに向けた取組が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと活動の効果等について、市町村等に交流会やリーフレットを通じて情報提供を行い、ふるさと活動の横展開を図る。 事業を活用した人づくり機能強化を市町村に働きかけるとともに、社会教育・人づくりに関する計画が未作成の市町村への作成の働きかけを行っていく。
	17 社会教育における学びの充実	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関と連携し、社会教育主事に関する講習の定員を増やすなど受講機会の拡充を図った。 社会教育研修センターでは、新型コロナウイルス感染症対応のため、オンライン・オンデマンド化の実施のノウハウが蓄積できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関と連携した社会教育主事講習により、令和2年度に47名、令和3年度に73名、令和4年度に66名と、計186名の社会教育士が養成された。 オンライン、オンデマンド化により、離島、中山間地域の研修ニーズに対応可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育士の活動内容や成果の情報発信が十分でない、地域住民等から社会教育士の専門性が理解されていない。 市町村等の研修ニーズに対応するよう努めているが、研修準備等の負担が増加しつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育士の活動内容や成果についての理解促進を図るため、情報発信するとともに、社会教育士のネットワーク構築を行い、人材の確保、育成を図る。 市町村等の研修ニーズに効率的に対応できるよう研修メニューや研修テーマ、研修方法の見直しを進めていく。
	18 家庭教育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 親としての役割や子どもとの関わり方を学ぶための参加型学習プログラム「親学プログラム」を活用した研修会や、「親学ファシリテーター」の養成に取り組む市町村の研修を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「親学プログラム」を活用した研修は、R4年度で75回、1,399人が参加するなど、保護者の学びの場が継続的に確保されている。 また、「親学ファシリテーター養成講座」終了者数は、861名（R4年度末）となっており、各市町村でファシリテーターを活用して地域のニーズに応じた研修会が実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「親学プログラム」や「親学ファシリテーター」についての周知、研修会の実施状況が市町村によって様々である。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育の重要性や県内の活動事例を周知することにより、「親学プログラム」をはじめとした保護者対象の学びの場を確保し、参加者を増やしていく。
	19 図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の特例措置として、令和2年度から県立図書館の貸出冊数の増冊と貸出期間の延長を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立図書館の年間貸出冊数は、コロナ禍にあっても増加し、県民ニーズに対応した。（R1:276千冊、R2:238千冊、R3:261千冊、R4:347千冊） 	<ul style="list-style-type: none"> 貸出サービスは増加しているが、レファレンス（利用者からの図書の照会や検索等の問い合わせ対応）等の情報サービス提供が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談会や講演会、各種展示を通じて、県民ニーズを捉え、地域の様々な課題を解決するための資料整備やサービスの充実を図るとともに、図書館サービスについて一層の周知を行う。
	20 体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年の家」「少年自然の家」は、令和2年度から令和4年度までの間、新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設として運用するために感染状況に応じて休所を繰り返したことから利用者数は大きく減少したが、休所中も敷地内の設備等を活用し、体験活動の機会の提供に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度と令和4年度の年間利用者数を比較すると、「青少年の家」が89.5%の減、「少年自然の家」が70.3%の減であったが、そのうち日帰り利用者数のみを比較すると「青少年の家」は81.5%の減、「少年自然の家」は27.9%の減にとどまっており、体験活動の機会の減少を食い止めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊療養施設として休所したことにより減少した「青少年の家」「少年自然の家」の利用者数が、コロナ前の水準まで戻るか懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年の家」「少年自然の家」において、利用者のニーズに応じたプログラムの開発や研究支援の充実に努めるとともに、施設の主催行事や活動状況等を積極的に情報発信していく。

柱	施策名	実績	成果	課題	今後の取組
基盤となる教育環境の整備・充実	(21) 教職員の人材育成、学校マネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・教諭等及び管理職等で育成指標を策定し、「教職員人材育成基本方針」を令和5年4月に改訂して教職員に周知した。 ・基本方針に基づいたキャリアステージごとの研修等により、採用段階から系統的かつ一貫性のある人材育成を推進した。 ・「学校管理職等育成プログラム」に沿った研修等の充実を図り、学校マネジメント力を身に付けた管理職等の育成を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新任教職員研修等の各種研修において、ICT活用等の今日的課題や社会ニーズを踏まえた講義・演習を通し、教職員に求められる資質・能力の向上が図られた。 ・各研修において、学校組織マネジメント演習等を通し、学校経営に参画する意義の理解が進み、意識向上が図られた。 ・管理職研修において、学校経営ビジョンの作成方法やマネジメントの具体的な進め方等をゼミ方式で実践的かつ協働的に学び、学校経営に活かす管理職育成が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を通して高まった意欲や得た知見等が、多忙な業務の中で活かされていくことや教職員数が少ない小規模校で、若手教員の育成等において校内OJTが機能しにくい状況がある。 ・教員の欠員等が生じている場合には、研修等に出席しにくい状況があることや管理職研修の機会が限られた回数のため、参加しやすい日程や方法等の検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今日の課題、社会ニーズを踏まえた研修内容や方法等、教育現場でより実践的に活かされるための工夫・改善を図っていく。 ・オンデマンド型の研修を増やしつつあるが、教職員が出席しやすいように、開催方法等をより一層工夫していく。
	(22) 学びを支える指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月策定の「教職員の働き方改革プラン」に基づき、令和元年度から3年度を重点期間と位置付けるなどして、県教育委員会・市町村教育委員会・各学校で取組を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サポート人材の配置拡充や研修の実施、各学校における業務の縮減・効率化、保護者・地域への啓発など、各種取組を推進してきたことにより、教職員の時間外勤務はプラン策定前に比べ、約4割減少した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プランの数値目標である、時間外勤務時間（年間360時間以内）、年次有給休暇（全教職員5日以上取得、平均取得日数13日以上）、ライフ・ワーク・バランスの意識（とれていると感じる教職員の割合90%以上）は未達成となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員しかできない業務における働き方改革を進めるため、内容過多となっている学習指導要領の見直しについての国への要望や、ふるさと教育の運用見直しを行っている。 ・必ずしも教員が行わなくてもよい業務について、代替して行うサポート人材の確保や外部委託を推進していく。
	(23) 地域全体で子どもを育てる取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援や放課後支援など、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」が、全市町村で取り組まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域学校協働活動」を行うための基盤となる「地域学校協働本部」がすべての市町村で設置（R4:87本部）され、全小中学校に占める割合は、全国平均を上回るなど、幅広い地域住民・団体等の参画により、学校支援や放課後支援などの活動が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域学校協働活動」を担うコーディネータやボランティアスタッフの発掘・育成に資する仕組みづくりや地域住民への広報、情報発信が十分でなく、活動の広がりが弱い地域がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動について、市町村に対し、持続可能な推進体制づくりに向けた研修や伴走支援を行うとともに、地域住民への広報や情報発信等を行っている。
	(24) 学校危機管理対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校危機管理の手引」を必要に応じて改訂し、各学校の「危機管理マニュアル」の見直しを促進するとともに、各市町村において関係機関による通学路の合同点検を実施し、対策が進められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の危険箇所の対策が進んだ。（R4.3月：730箇所→R5.9月：261箇所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害や記録的な猛暑、交通事故など想定を超える事象が全国で発生しており、対応が必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校危機管理の手引」を随時改訂し、県立学校の「危機管理マニュアル」の見直しを促す。
	(25) 学校施設の安全確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の耐震化では、市町村立学校における構造体の耐震化や地震発生時に重大な人的被害を与える恐れのある屋内運動場等の主な非構造部材（吊り天井・バスケットゴール・照明器具）の落下防止対策を推進した。 ・学校でのトイレ洋式化やエアコン設置については、県、市町村それぞれの整備方針等に基づき、計画的に整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の耐震化では、県立学校が令和2年度までにすべての要対策箇所の整備を完了、市町村立学校では、令和5年4月1日時点において、一部の市町村を除き、要対策箇所の整備が完了した。 ・学校のトイレ洋式化については、県立学校では、ほぼすべての学校で目標（整備率60%）を達成し、市町村立学校では、整備方針に基づき整備が進んだ。 ・学校のエアコンについては、県立、市町村立とも普通教室への設置が完了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的な事情や、統廃合に併せての実施を予定している等の理由により、耐震化が完了していない市町村がある。 ・市町村立学校では、財政的な事情や、老朽化対策等を優先的に取り組んでいることから、トイレ洋式化などの環境改善が遅れがちになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校のトイレ洋式化、エアコン設置とも、引き続き計画的に実施していく。 ・市町村立学校の耐震化やトイレ洋式化等については、対策が早期に完了するよう、指導・助言を行うとともに、国に対して財政支援の充実を求めている。
	(26) 文化財の保存・継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の歴史遺産の滅失、毀損を防ぐため、市町村や所有者が行う保存修理事業に対し支援を行った。 ・学校や公民館等での出前講座の実施、古代出雲歴史博物館での学校の受入れ等を行った。また、島根の歴史・文化に関する講座・シンポジウムはオンラインを併用したことにより、参加者数が、予想を上回る増加となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財が地域の資源として継承されるとともに、観光や学校教育活動などに活用されている。 ・学校教育や社会教育での歴史・文化への理解が進むとともに、講座やシンポジウムの実施により、県内外の方々の島根の歴史文化に対する関心が高まった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、修理を要する重要文化財建造物等が多く残っている。 ・講座・シンポジウムの参加者・視聴者に、若い世代を充分に取り込むことができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存修理については、市町村や所有者と情報共有し、中長期的な観点から計画的に修理が行われるよう支援していく。 ・今後も出前講座等を行い、学びの機会を提供していく。また、講座等の研究成果の情報発信にあたっては、講座受講者等のアンケート結果など幅広い意見を取り入れていく。
	(27) 私立学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の教育の維持向上と健全性を高めるため、島根県私立学校振興費補助金の補助メニューの見直しを行った。 ・私立学校就学支援事業の交付率は100%となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県私立学校振興費補助金を効果的に交付することにより、私立学校の経営の健全性を高める一助となった。 ・私立学校へ通う生徒の保護者の負担を軽減することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校においては、県内からの入学生が減少傾向にあるため、収入が減少しており、経営の健全性が悪化している。また、県外生徒確保のための環境整備の経費が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校や専修学校の経営健全性を確保するためには、学校自らが魅力的な教育環境の整備に取り組み、生徒の確保を進めていく必要があり、県は引き続き、こうした取組を支援していく。

本県教育の現状

1. 学校設置者の状況	… … … … …	P 1
2. 幼稚園の状況	… … … … …	P 2
3. 小学校の状況(1)(2)	… … … … …	P 3
4. 中学校の状況(1)(2)	… … … … …	P 5
5. 高等学校の状況(1)(2)	… … … … …	P 7
6. 特別支援教育の状況(1)(2)	… … … … …	P 9
7. 教員年齢構成の状況(1)(2)	… … … … …	P 11
8. 学力の状況	… … … … …	P 13
9. 学習意欲・学習習慣の状況	… … … … …	P 14
10. 進学・就職の状況	… … … … …	P 15
11. いじめ・不登校の状況	… … … … …	P 16
12. 就学援助の状況	… … … … …	P 17
13. 体力・運動能力の状況	… … … … …	P 18
14. 生活習慣の状況	… … … … …	P 19
15. 子どもと地域との関わりの状況	… … … … …	P 20
16. 学校施設耐震化の状況	… … … … …	P 21
17. 社会教育の状況	… … … … …	P 22
18. 文化財の状況	… … … … …	P 23

1. 学校設置者の状況

R5年5月1日現在

〔設置者別園数・学校数〕

(単位：園、校)

区分	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	全日制・定時制 高等学校	特別支援学校
公立	66	196	92	2	37	12
国立	1	0	0	1	0	0
私立	9	0	3	0	10	0
合計	76	196	95	3	47	12

〔設置者別在学者数〕

(単位：人)

区分	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	全日制・定時制 高等学校	特別支援学校
公立	1,731	32,449	16,362	968	13,179	982
国立	48	0	0	707	0	0
私立	223	0	247	0	3,603	0
合計	2,002	32,449	16,609	1,675	16,782	982

〔在学者数の設置者別割合〕

(単位：%)

区分	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	全日制・定時制 高等学校	特別支援学校
公立	86.5	100.0	98.5	57.8	78.5	100.0
(全国)	(11.6)	(98.1)	(91.4)	(94.7)	(65.0)	(97.5)
国立	2.4	0.0	0.0	42.2	0.0	0.0
(全国)	(0.5)	(0.6)	(0.8)	(5.3)	(0.3)	(1.9)
私立	11.1	0.0	1.5	0.0	21.5	0.0
(全国)	(87.8)	(1.3)	(7.8)	(0.0)	(34.7)	(0.6)

○全国平均と比較して「公立」の割合が大きく「私立」の割合が小さい。公立の幼稚園は約75ポイントの大きな差があり、公立高等学校は約13ポイント、公立中学校は約7ポイントの差がある。

2. 幼稚園の状況

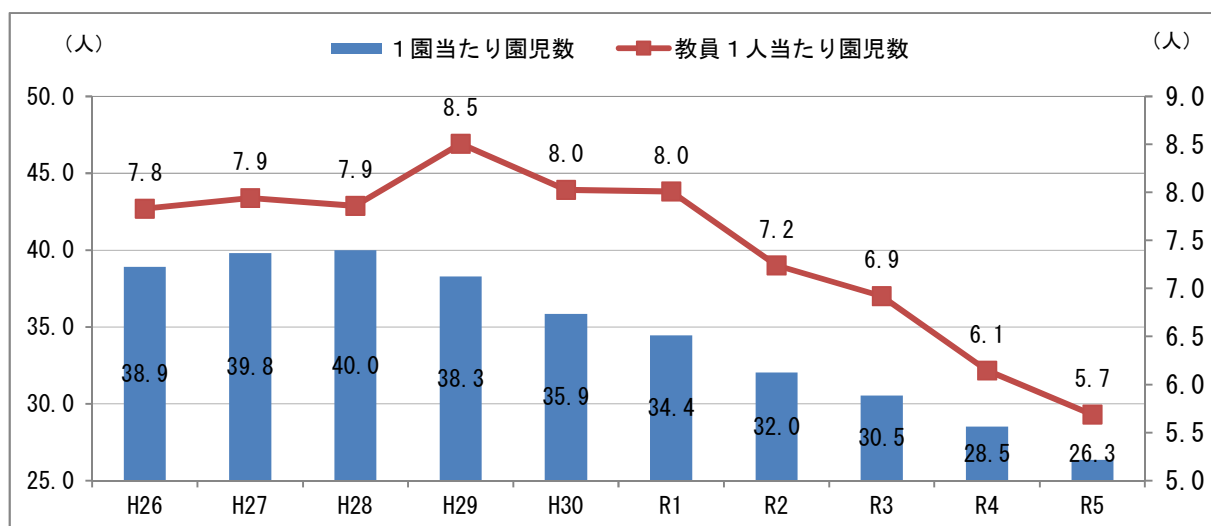
R5年5月1日現在

〔幼稚園の状況（国立・公立・私立合計）〕

（単位：園、人）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
園数	104	95	92	92	90	90	89	85	80	76
園児数	4,048	3,781	3,679	3,522	3,227	3,100	2,852	2,595	2,280	2,002
教員数	517	476	468	414	402	387	394	375	371	352
〔参考〕 保育所 入所児童数	21,398	21,327	21,414	20,799	20,740	22,343	22,138	21,563	21,098	20,484

※子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園は含まない



〔R5全国平均〕

1園当たり園児数 95.3人、教員1人当たり園児数 9.9人

〔参考〕

保育所数	305
保育所入所児童数	20,484

※R5.4.1現在
※分園6箇所を含む

- 園数、園児数、教員数はいずれも減少傾向。
- 1園当たりの園児数は全国平均の3割弱。
- 教員1人当たりの園児数は全国平均の6割弱。

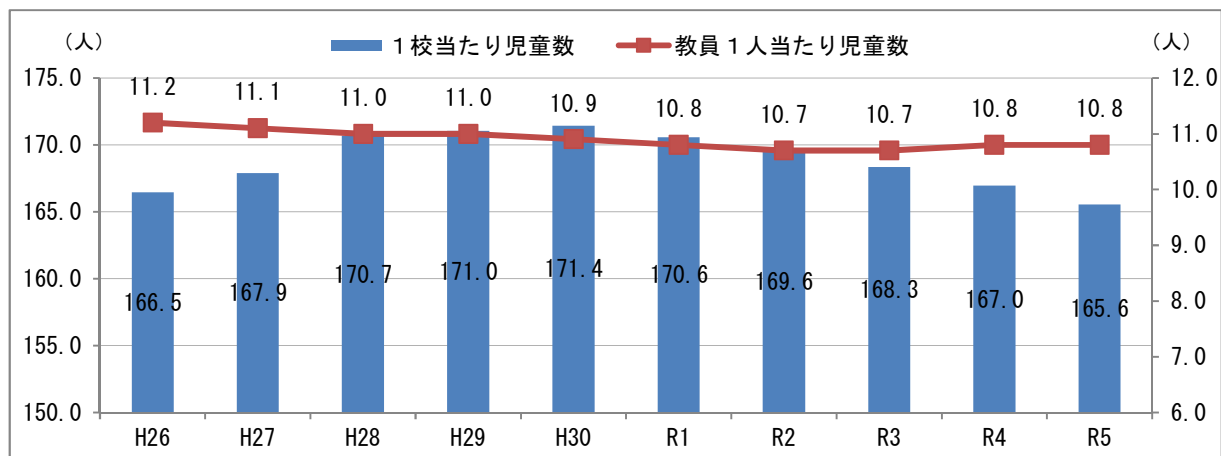
3. 小学校の状況（1）

各年5月1日現在

〔小学校の状況（国立・公立合計）〕

（単位：校、人）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	216	211	206	204	203	200	200	197	197	196
児童数	35,958	35,426	35,161	34,894	34,801	34,115	33,921	33,162	32,892	32,449
教員数	3,219	3,199	3,201	3,175	3,191	3,168	3,162	3,095	3,054	2,999



〔R5全国平均〕

1校当たり児童数 318.7人、教員1人当たり児童数 14.3人

〔編制方式別の学級数（国立・公立合計）〕 島根県

（単位：学級）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
単式学級	1,523	1,530	1,517	1,489	1,483	1,459	1,444	1,400	1,380	1,365
複式学級	133	123	121	128	129	130	130	127	132	128
特別支援学級	335	340	352	364	377	391	419	411	419	426
合 計	1,991	1,993	1,990	1,981	1,989	1,980	1,993	1,938	1,931	1,919

- 学校数、児童数、教員数はいずれも減少傾向。
- 1校当たりの児童数は全国平均の約5割。
- 教員1人当たりの児童数は全国平均の8割弱。
- 単式学級は減少傾向で、複式学級は横ばい、特別支援学級は増加傾向。

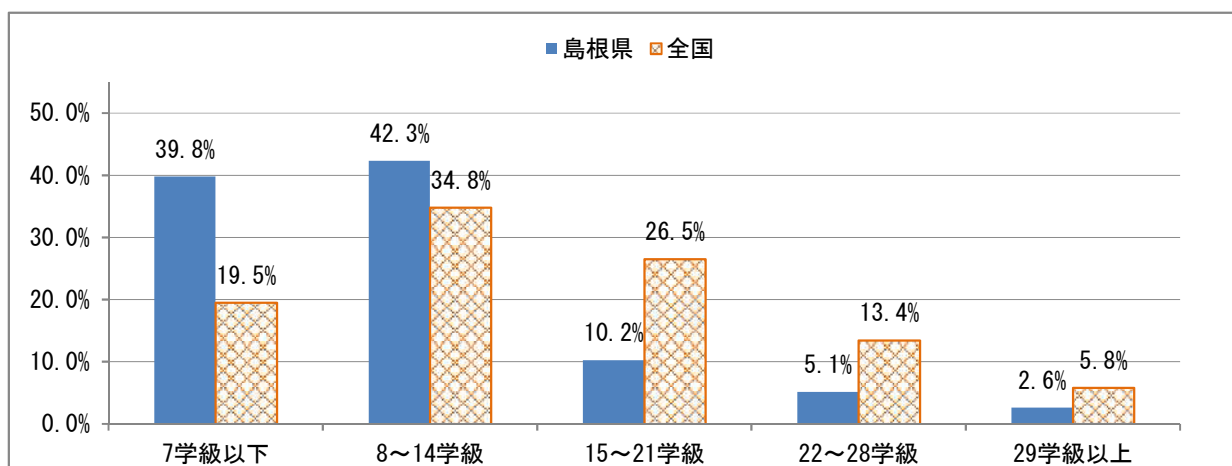
3. 小学校の状況（2）

R5年5月1日現在

〔学級数別の学校数〕

（単位：校）

区 分	7学級以下	8～14学級	15～21学級	22～28学級	29学級以上	合 計
島根県	78	83	20	10	5	196
全 国	3,697	6,602	5,031	2,543	1,107	18,980



※単式・複式・特別支援の学級数合計

〔最少〕 浜田・波佐小ほか10校 3学級
 〔最大〕 松江・乃木小 33学級
 ※R5年度、分校を除く

一学級当たりの児童数 (H30)	17.5人
一学級当たりの児童数 (R5)	16.9人

○学級数別の学校数は、7学級以下の学校数が約4割で、全国平均と比較して小規模校の割合が大きい。

○5年前と比較して、一学級当たりの児童数は減少傾向。

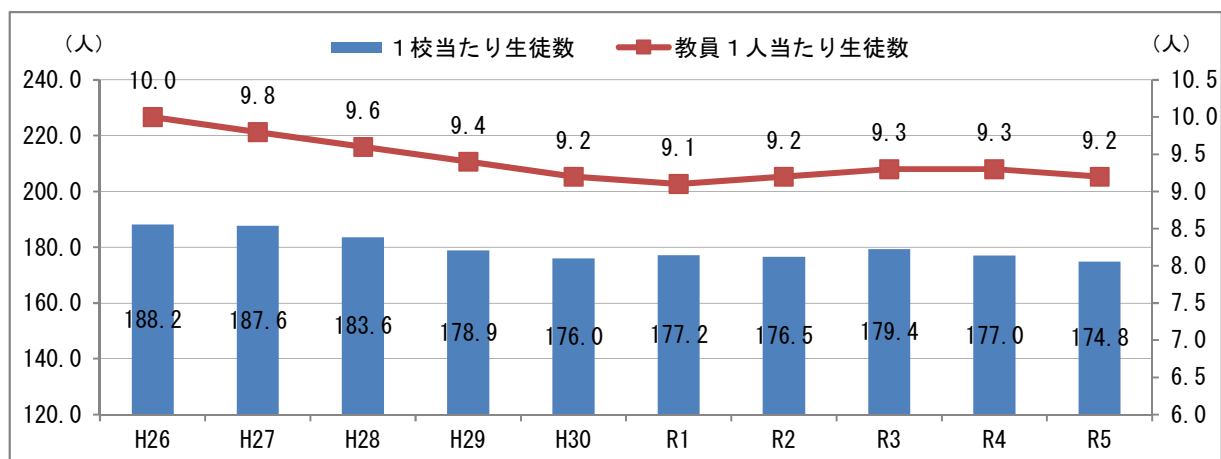
4. 中学校の状況（1）

各年5月1日現在

〔中学校の状況（国立・公立・私立合計）〕

（単位：校、人）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	103	102	102	102	100	97	97	95	95	95
生徒数	19,381	19,138	18,727	18,246	17,596	17,188	17,119	17,040	16,817	16,609
教員数	1,940	1,956	1,957	1,934	1,909	1,881	1,859	1,823	1,811	1,808



〔R5全国平均〕

1校当たり生徒数 319.5人、教員1人当たり生徒数 12.8人

〔編制方式別の学級数（国立・公立・私立合計）〕

（単位：学級）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
単式学級	665	675	686	675	656	641	635	606	593	585
特別支援学級	170	185	185	174	174	183	189	194	207	217
合 計	835	860	871	849	830	824	824	800	800	802

- 学校数、生徒数、教員数はいずれも減少傾向。
- 1校当たりの生徒数は全国平均の約5割。
- 教員1人当たりの生徒数は全国平均の約7割。
- 単式学級は減少傾向で、特別支援学級は増加傾向。

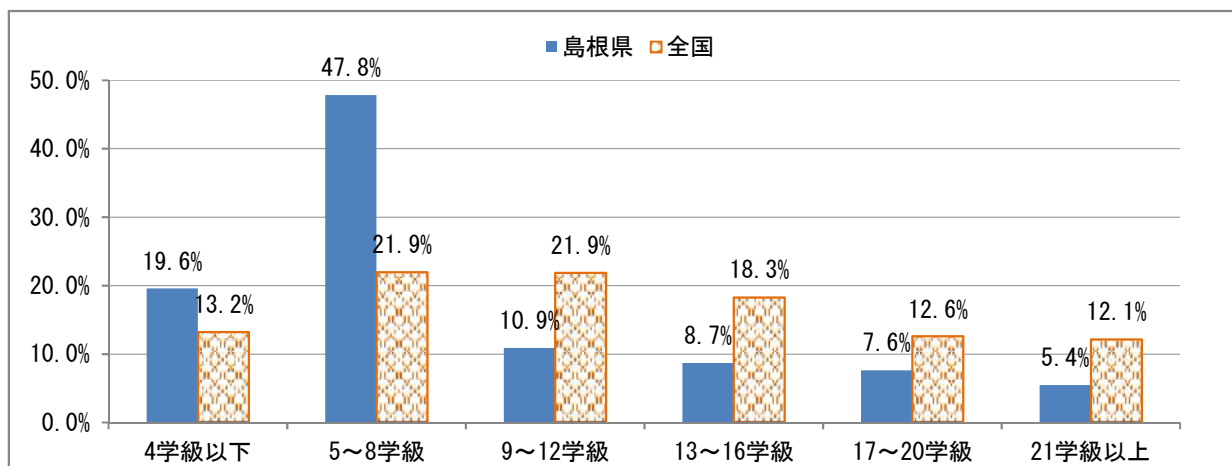
4. 中学校の状況（2）

R5年5月1日現在

〔学級数別の学校数〕

（単位：校）

区 分	4学級以下	5～8学級	9～12学級	13～16学級	17～20学級	21学級以上	合 計
島根県	18	44	10	8	7	5	92
全 国	1,314	2,182	2,175	1,816	1,251	1,206	9,944



※単式・複式・特別支援の学級数合計

〔最少〕雲南・海潮中ほか1校 2学級
 〔最大〕松江・第一中 30学級
 ※R5年度、分校を除く

一学級当たりの生徒数 (H30)	21.2人
一学級当たりの生徒数 (R5)	20.7人

○学級数別の学校数は、8学級以下の学校数が約7割で、全国平均と比較して小規模校の割合が大きい。

○5年前と比較して、一学級当たりの生徒数は減少傾向。

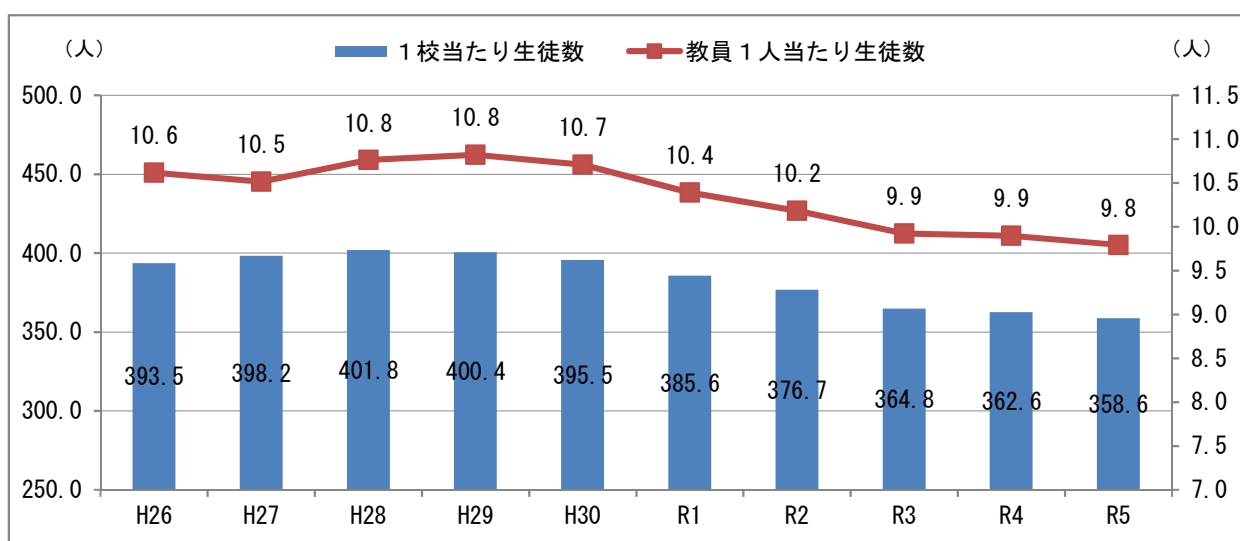
5. 高等学校の状況（1）（公立・私立合計）

各年5月1日現在

〔全日制・定時制高等学校の状況（公立・私立合計）〕

（単位：校、人）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	48	47	47	47	47	47	47	47	47	47
生徒数	18,889	18,714	18,886	18,818	18,590	18,121	17,707	17,145	17,042	16,854
教員数	1,779	1,780	1,755	1,739	1,736	1,744	1,739	1,728	1,722	1,721



〔R5全国平均〕（ただし、国立を含む）

1校当たり生徒数 609.2人、教員1人当たり生徒数 13.1人

- 生徒数、教員数ともに減少傾向。
- 1校当たり生徒数は全国平均の約6割。
- 教員1人当たり生徒数は全国平均の7割強。

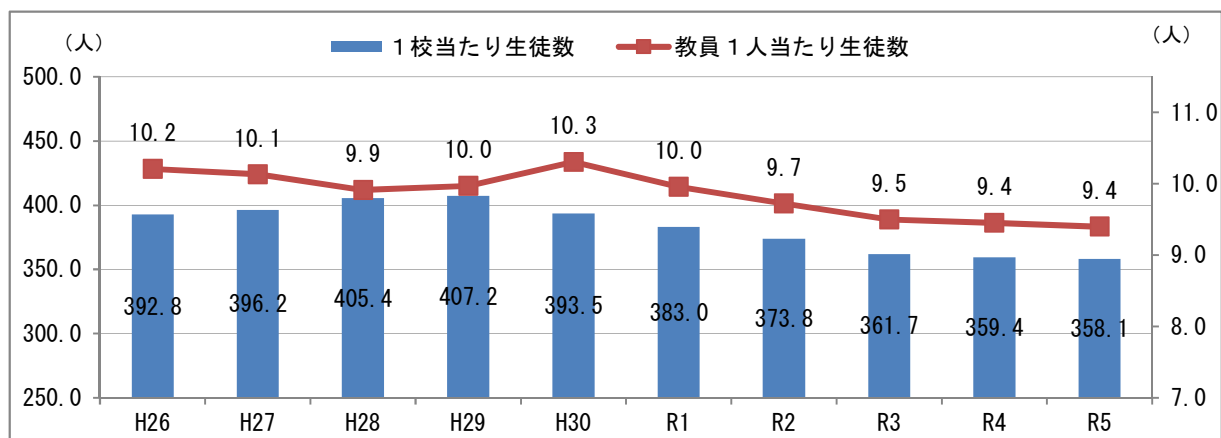
5. 高等学校の状況（2）（公立）

各年5月1日現

〔全日制・定時制高等学校の状況（公立）〕

（単位：校、人）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	38	37	37	37	37	37	37	37	37	37
生徒数	14,925	14,660	15,000	15,066	14,561	14,170	13,830	13,383	13,296	13,251
教員数	1,462	1,447	1,513	1,511	1,413	1,423	1,422	1,409	1,407	1,410



〔R5全国平均〕

1校当たり生徒数 549.2人、教員1人当たり生徒数 11.8人

〔全日制高等学校（公立）の学科別生徒数〕

（単位：人）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
普通科・理数科他（※1）	9,156	9,082	9,077	8,990	8,838	8,579	8,321	8,073	7,940	7,919
専門科（※2）	4,324	4,209	4,220	4,268	4,309	4,189	4,104	3,973	3,988	3,935
総合学科	1,062	1,030	1,043	1,047	1,056	1,033	1,019	1,002	970	977
合 計	14,542	14,321	14,340	14,305	14,203	13,801	13,444	13,048	12,898	12,831

※1 普通科、理数科の他に、英語科、体育科、国際文化観光科を含む。

※2 専門科には、工業系学科、商業系学科、農業系学科、水産系学科を集計。

- 生徒数の減少傾向、教員数はここ数年は横ばい。
- 1校当たり生徒数は全国平均の7割弱。
- 教員1人当たり生徒数は全国平均の8割弱。
- 全日制（公立）の学科別生徒数は、普通科が6割強、専門科が約3割、総合学科が1割弱の割合。

6. 特別支援教育の状況（1）（特別支援学級）

〔小学校・障がい種別学級数（国立・公立合計）〕

各年5月1日現在
（単位：学級）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5-H26
知的障がい	147	152	155	150	147	151	156	154	160	151	4
自閉症・ 情緒障がい	133	136	144	154	163	170	185	181	186	197	64
肢体不自由	17	15	12	14	22	23	24	25	26	25	8
病弱	16	14	16	21	19	20	27	24	20	21	5
難聴	14	12	14	12	14	16	16	16	18	20	6
弱視	7	8	10	9	10	10	10	10	9	10	3
院内	1	2	1	1	1	0	1	1	0	1	0
合計	335	339	352	361	376	390	419	411	419	425	90

〔小学校・障がい種別児童数（国立・公立合計）〕

（単位：人）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5-H26
知的障がい	360	368	396	388	411	416	447	446	453	449	89
自閉症・ 情緒障がい	263	296	336	395	500	534	609	625	674	705	442
肢体不自由	19	17	16	17	26	26	26	27	28	28	9
病弱	17	15	19	24	24	24	28	26	21	24	7
難聴	17	15	16	14	17	17	18	17	20	23	6
弱視	7	8	10	9	10	10	10	11	10	12	5
院内	3	6	3	1	3	2	2	2	0	2	▲ 1
合計	686	725	796	848	991	1,029	1,140	1,154	1,206	1,243	557

〔中学校・障がい種別学級数（国立・公立・私立合計）〕

（単位：学級）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5-H26
知的障がい	75	78	75	71	71	73	72	73	82	86	11
自閉症・ 情緒障がい	73	80	81	81	80	82	83	90	95	99	26
肢体不自由	4	5	6	7	6	3	4	5	6	8	4
病弱	9	12	15	8	6	10	15	17	15	15	6
難聴	8	9	7	4	8	10	9	6	5	4	▲ 4
弱視	0	0	0	0	3	4	5	2	2	2	2
院内	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0
合計	170	185	185	172	174	183	189	194	205	215	45

〔中学校・障がい種別生徒数（国立・公立・私立合計）〕

（単位：人）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5-H26
知的障がい	215	202	213	197	214	199	207	216	261	294	79
自閉症・ 情緒障がい	206	230	230	235	231	257	273	336	355	394	188
肢体不自由	5	5	8	8	6	3	4	6	7	9	4
病弱	9	12	17	10	6	10	17	23	22	23	14
難聴	8	9	7	5	9	14	12	8	5	4	▲ 4
弱視	0	0	0	0	3	4	5	2	2	2	2
院内	1	1	1	1	0	1	1	2	0	1	0
合計	444	459	476	456	469	488	519	593	652	727	283

○特別支援学級の障がい種別では、「自閉症・情緒障がい」の学級数及び児童生徒数、「知的障がい」の児童数の増加が大きい。

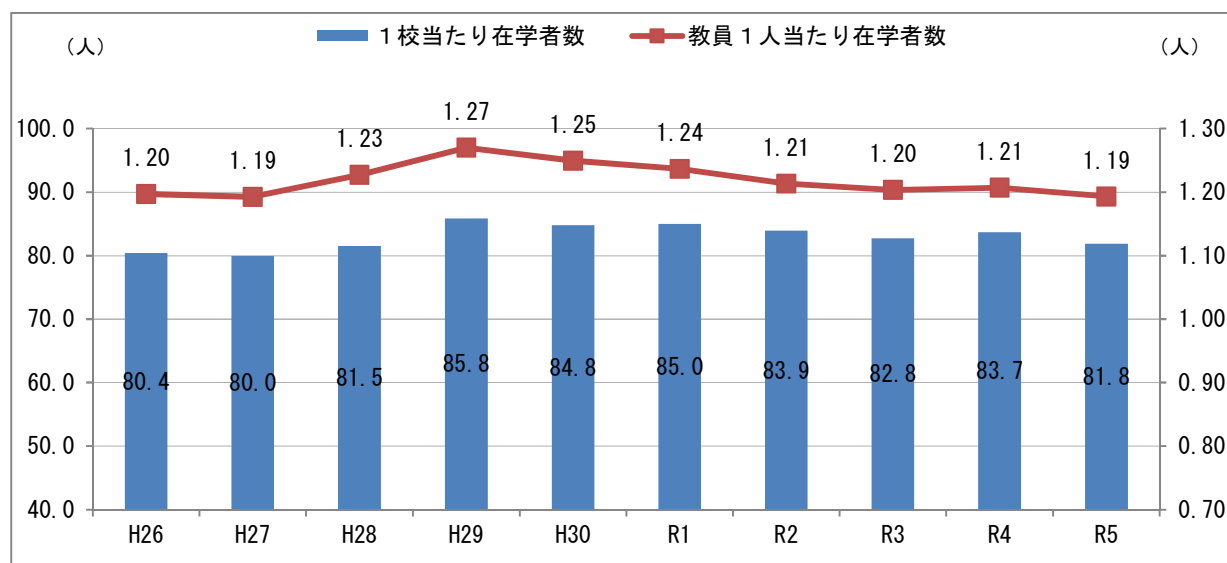
6. 特別支援教育の状況（2）（特別支援学校）

各年5月1日現在

〔特別支援学校の状況〕

（単位：校、人）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5-H26
学校数	視覚障がい	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	聴覚障がい	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0
	知的障がい	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0
	知的・肢体不自由	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	知的・肢体不自由・病弱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	肢体不自由	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	肢体不自由・病弱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
	病弱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
合計	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	0
在学者数	視覚障がい	22	19	14	13	16	15	13	12	17	▲ 5
	聴覚障がい	39	38	39	39	41	47	45	41	36	▲ 1
	知的障がい	714	720	749	787	771	754	747	748	769	▲ 56
	肢体不自由	103	106	110	116	113	118	113	111	105	▲ 11
	病弱	87	77	66	75	76	86	89	81	77	▲ 22
合計	965	960	978	1,030	1,017	1,020	1,007	993	1,004	982	▲ 17
教員数	視覚障がい	42	40	37	38	40	40	39	40	40	▲ 2
	聴覚障がい	84	79	80	78	80	81	78	77	75	▲ 7
	知的障がい	278	280	285	282	290	294	295	296	299	▲ 20
	知的・肢体不自由	59	61	60	65	63	66	66	62	63	▲ 2
	知的・肢体不自由・病弱	166	169	165	174	167	169	173	172	173	▲ 10
	肢体不自由	82	79	77	79	79	78	79	81	81	▲ 6
	肢体不自由・病弱	38	38	37	40	39	42	42	40	42	▲ 0
病弱	57	59	56	55	56	57	58	58	59	▲ 0	
合計	806	805	797	811	814	827	830	826	832	823	▲ 17



〔R5全国平均〕

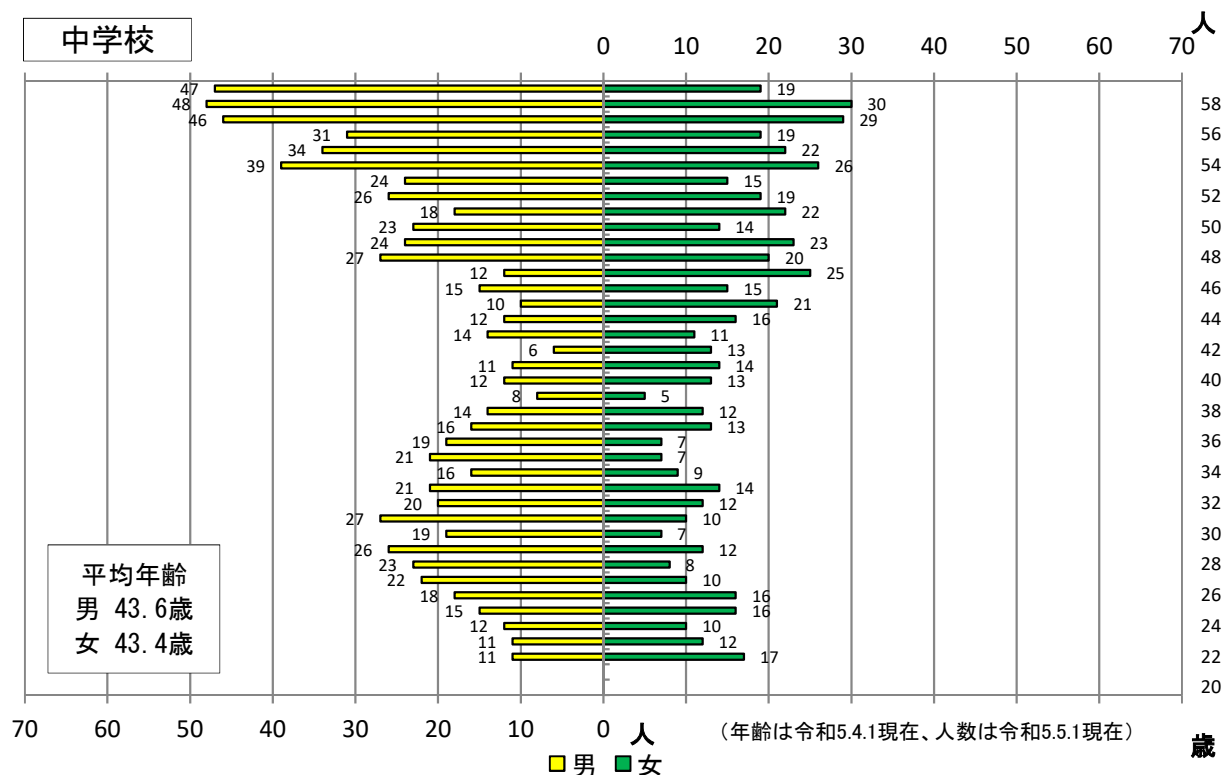
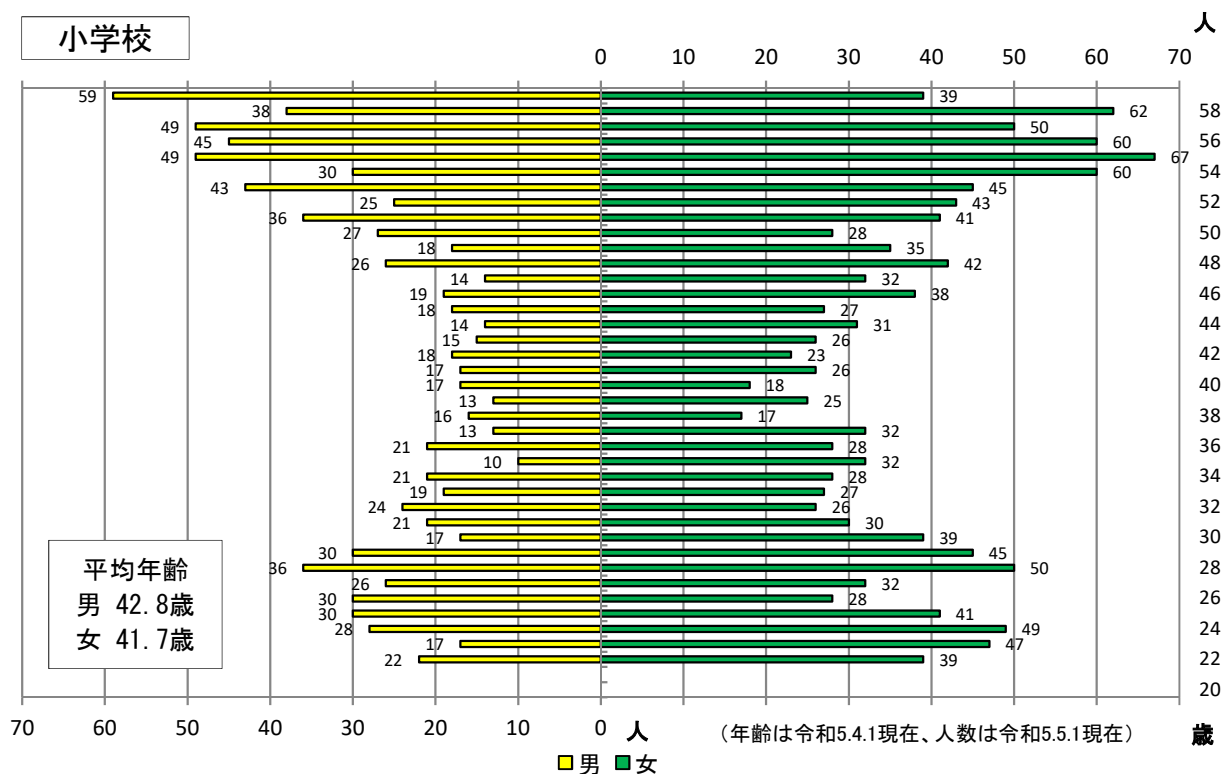
1校当たり在学者数 128.5人、教員1人当たり在学者数 1.72人

○学校数は同数で推移。在学者数、教員数は横ばい。障がい種別では「知的障がい」の増加が大きい。

○1校当たり在学者数は全国平均の6割強。

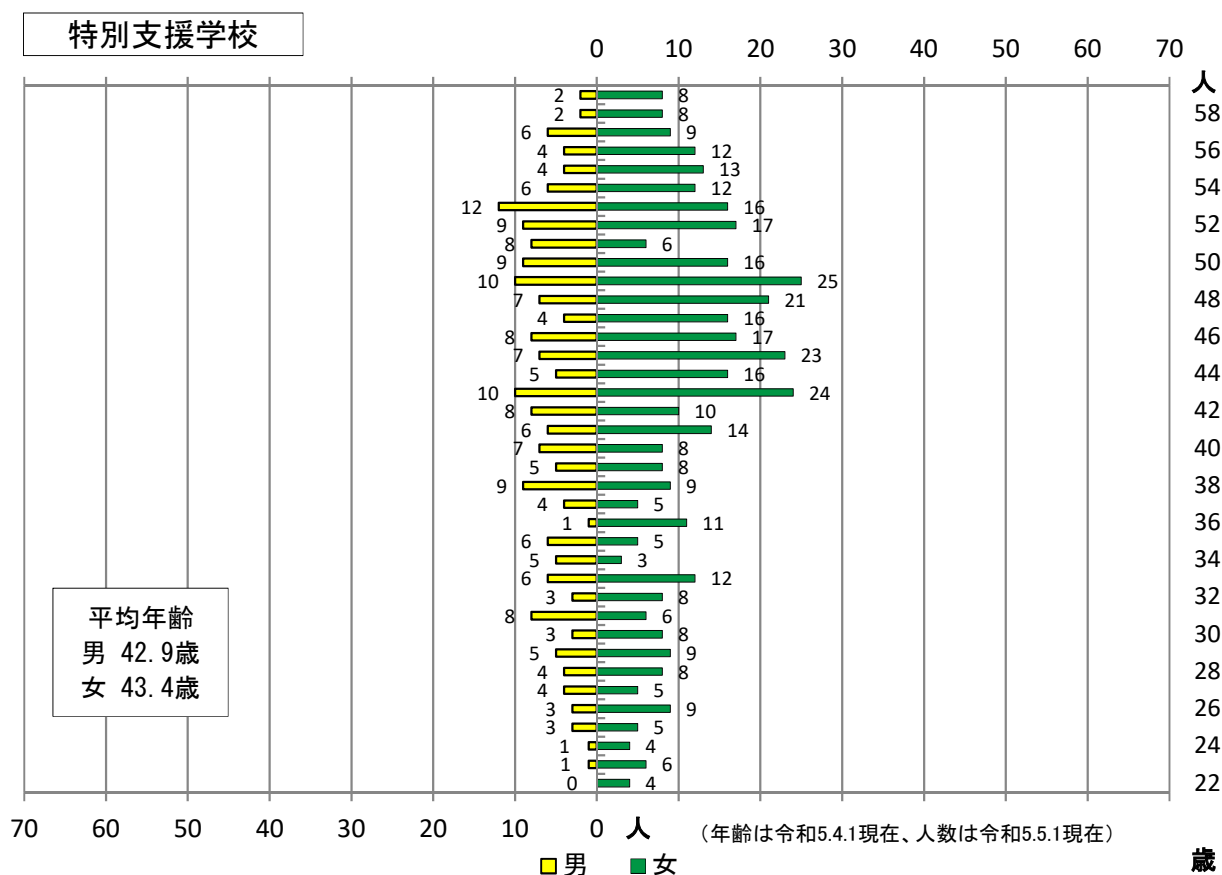
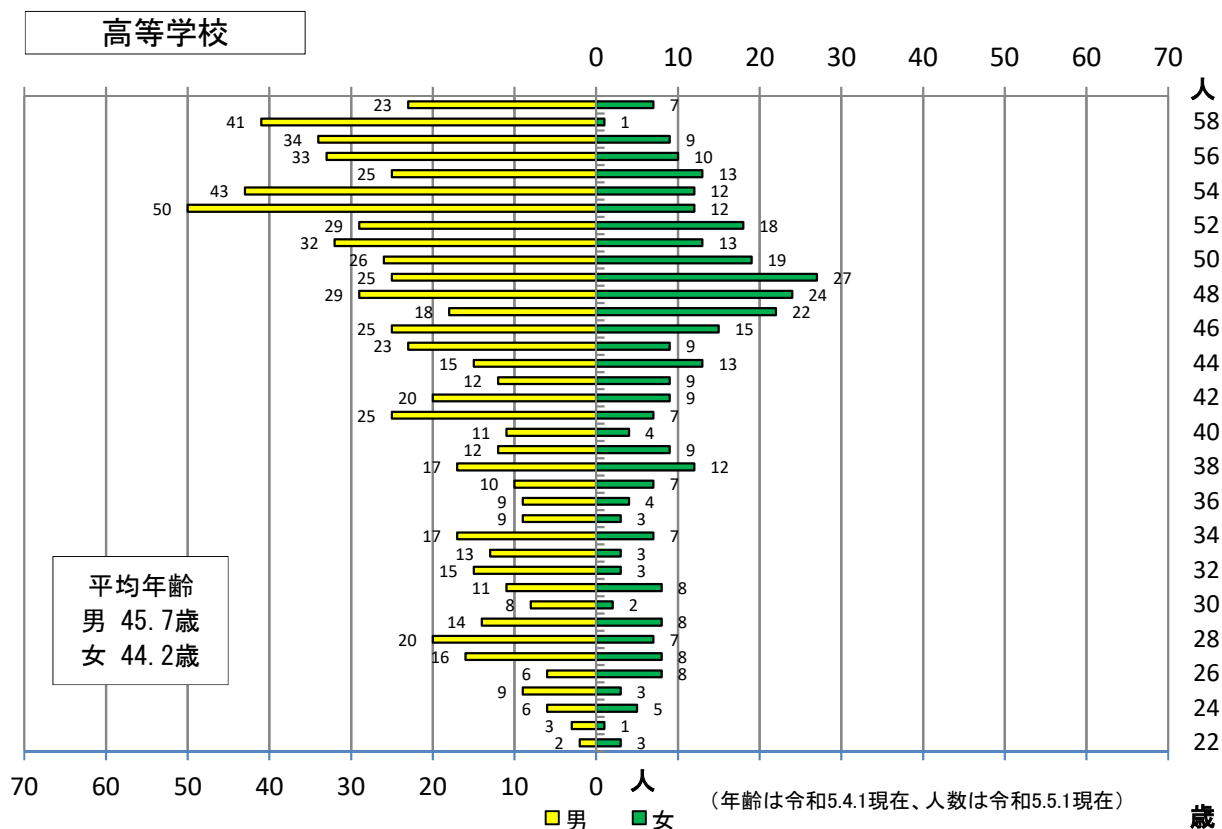
○教員1人当たり在学者数は全国平均の7割弱。

7. 教員年齢構成の状況 (1) ※ 校長、教頭、主幹教諭、教諭の男女別年齢構成



- 小学校は、男女ともに50歳代の割合が大きい。
- 中学校は、特に男性で50歳代の割合が大きい。

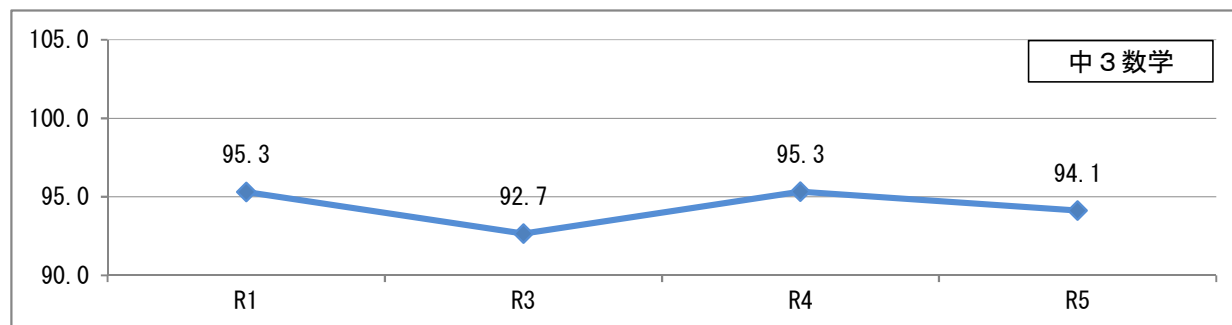
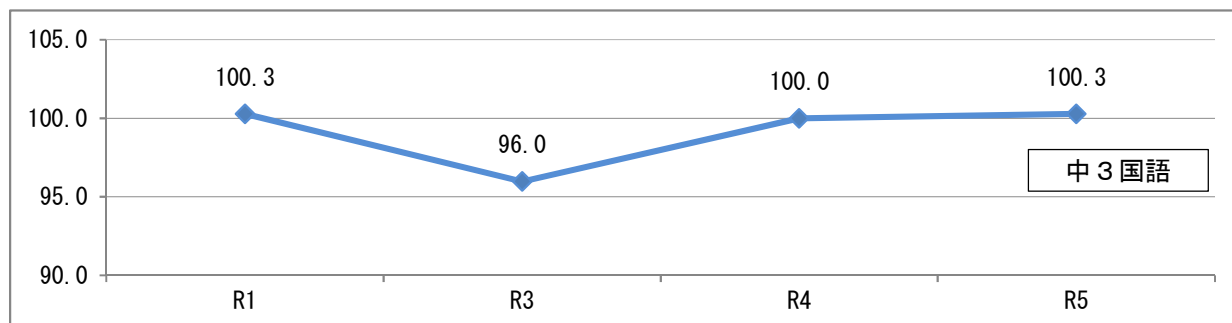
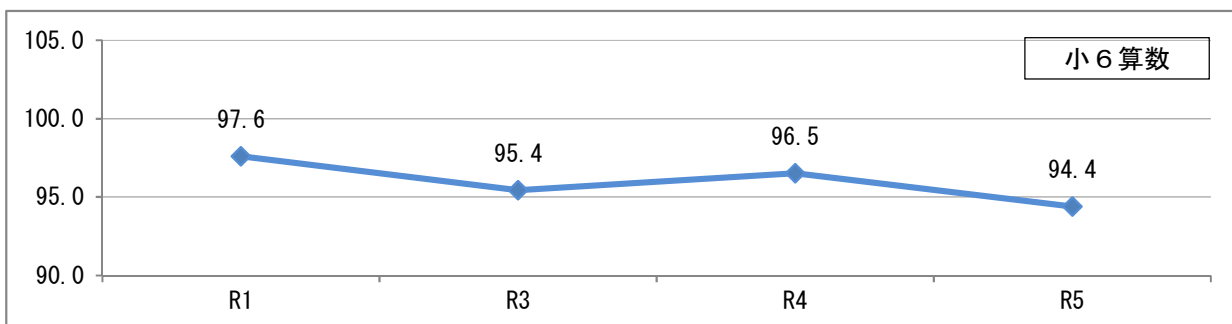
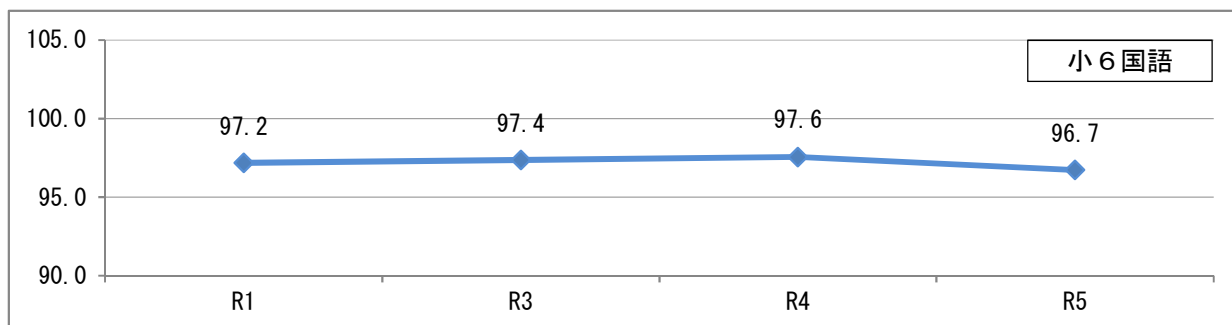
7. 教員年齢構成の状況 (2) ※ 校長、教頭、主幹教諭、教諭の男女別年齢構成



○高等学校は、男性で40歳代後半～50歳代の割合が大きい。
○特別支援学校は、女性で40歳代の割合が大きい。

8. 学力の状況（小学6年生、中学3年生）

「全国学力・学習状況調査」平均正答率
 （全国の平均正答率を100としたときの本県の値）



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

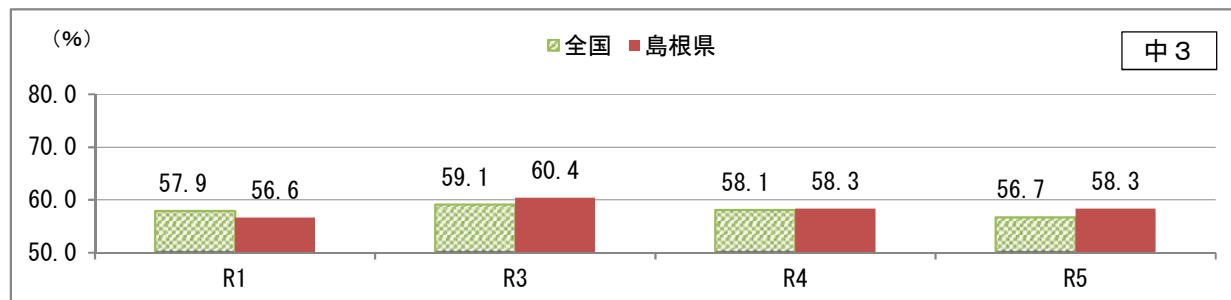
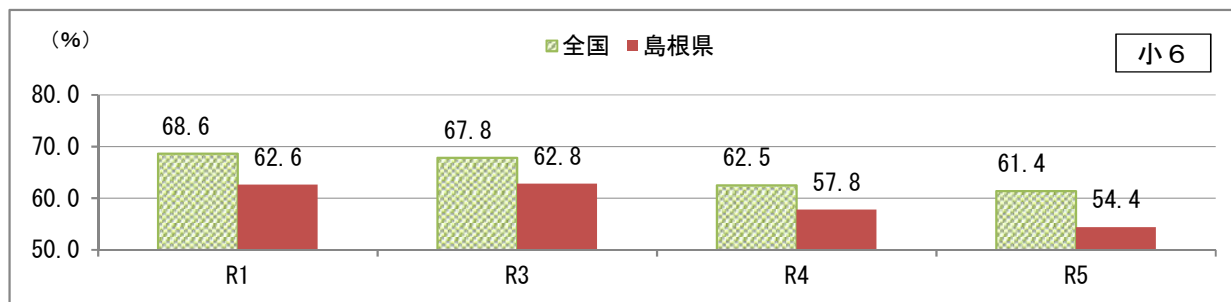
※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

○中学校の国語はR3を除き全国平均並みである。

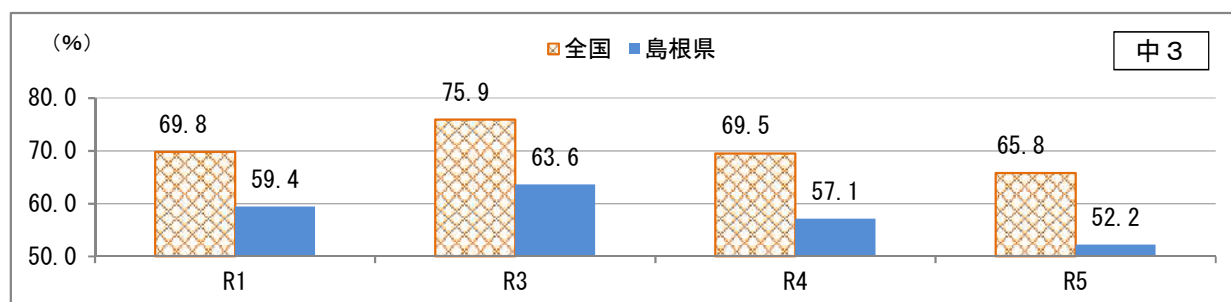
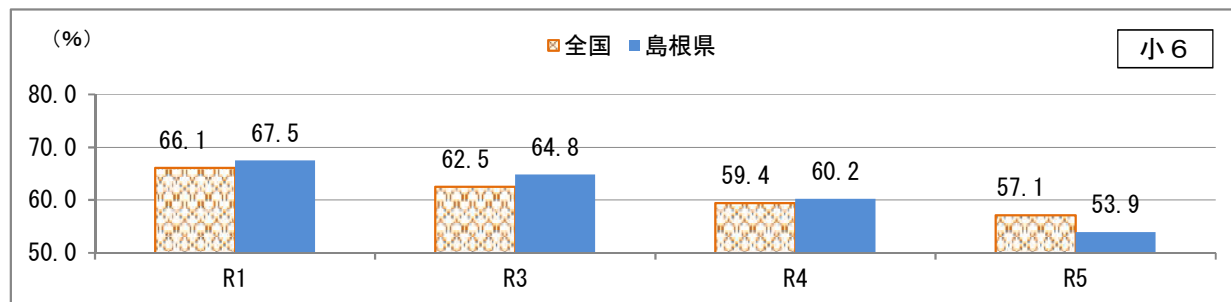
○小学校国語・算数、中学校数学は、全国平均を下回って推移している。

9. 学習意欲・学習習慣の状況

「算数・数学の勉強は好きだ」と回答した児童生徒の割合



「学校の授業時間以外に1日1時間以上勉強をする(平日)」と回答した児童生徒の割合



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

- 「算数・数学の勉強は好きだ」と回答した児童生徒の割合は、小学6年生では全国平均を下回る状況が続いている。中学3年生は全国平均並で推移している。
- 「学校の授業時間以外に1日1時間以上勉強する」小学6年生の割合は、全国平均を上回っていたが令和5年度に全国平均を下回った。中学3年生の割合は全国平均を下回る状況が続いている。

10. 進学・就職の状況

各年5月1日現在

〔中学校卒業生（国立・公立・私立合計）の高等学校等進学率〕 (単位：%)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
島根県	99.1	99.1	98.9	98.9	99.0	99.0	99.2	99.2	98.9
全 国	98.5	98.7	98.8	98.8	98.8	98.8	98.9	98.8	98.7

〔全日制・定時制高等学校卒業生（国立・公立・私立合計）の状況〕 (単位：%)

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大学等進学者	島根県	46.3	47.1	45.8	46.7	46.0	45.1	47.4	49.2	50.0
	(全国)	(54.5)	(54.7)	(54.7)	(54.7)	(54.7)	(55.8)	(57.4)	(59.5)	(60.8)
専修学校等 進学者	島根県	27.2	26.5	26.7	24.6	27.3	27.2	27.4	26.0	26.7
	(全国)	(22.5)	(22.3)	(22.1)	(22.0)	(22.0)	(21.8)	(22.1)	(21.1)	(20.3)
就職者	島根県	23.2	22.7	23.1	23.5	23.0	24.5	21.6	20.5	20.0
	(全国)	(17.8)	(17.9)	(17.8)	(17.6)	(17.7)	(17.5)	(15.8)	(14.8)	(14.3)
一時的な仕事 に就いた者	島根県	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
	(全国)	(0.9)	(0.8)	(0.7)	(0.7)	(0.6)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)
その他	島根県	3.0	3.5	4.0	4.9	3.6	3.2	3.6	4.4	3.3
	(全国)	(4.4)	(4.3)	(4.7)	(5.0)	(5.1)	(4.7)	(4.5)	(4.4)	(4.5)

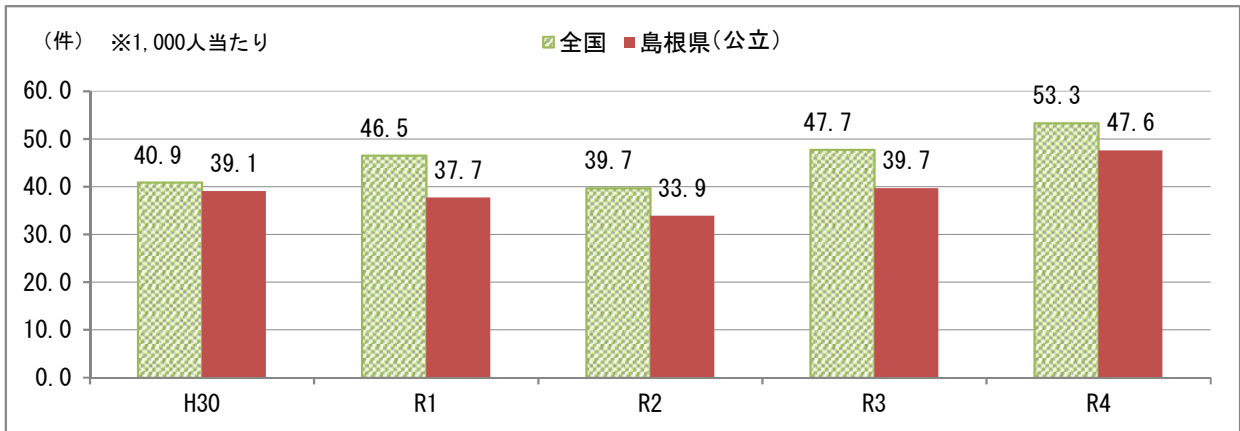
〔全日制・定時制高等学校卒業生（国立・公立・私立合計）の県内就職率〕 (単位：%)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
島根県	74.5	73.8	75.3	72.2	73.4	75.0	76.9	78.8	78.0
全 国	81.3	81.0	81.0	81.0	80.6	80.8	81.9	82.5	82.0

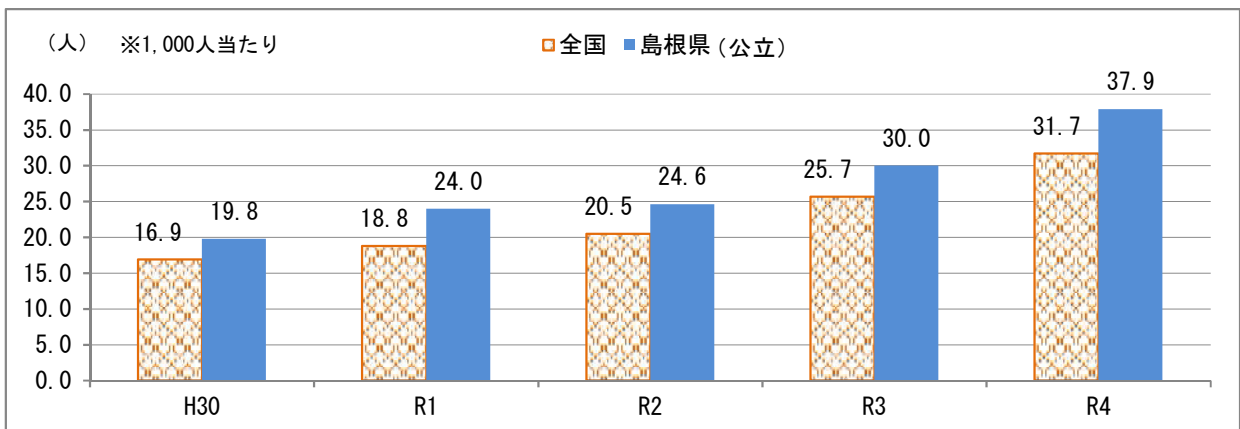
- 中卒者の高等学校等進学率は全国並み。
- 高卒者の大学等進学率は全国平均を下回っている。
- 高卒者の就職率は全国平均を上回る。県内就職率は増加傾向であるが、全国平均を下回っている。

11. いじめ・不登校の状況

いじめの認知件数（小・中・高等・特別支援学校）



不登校児童生徒数（小・中学校）



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

- いじめの認知件数は全国平均を下回っている。
- 不登校児童生徒数は全国平均を上回っている。

12. 就学援助の状況

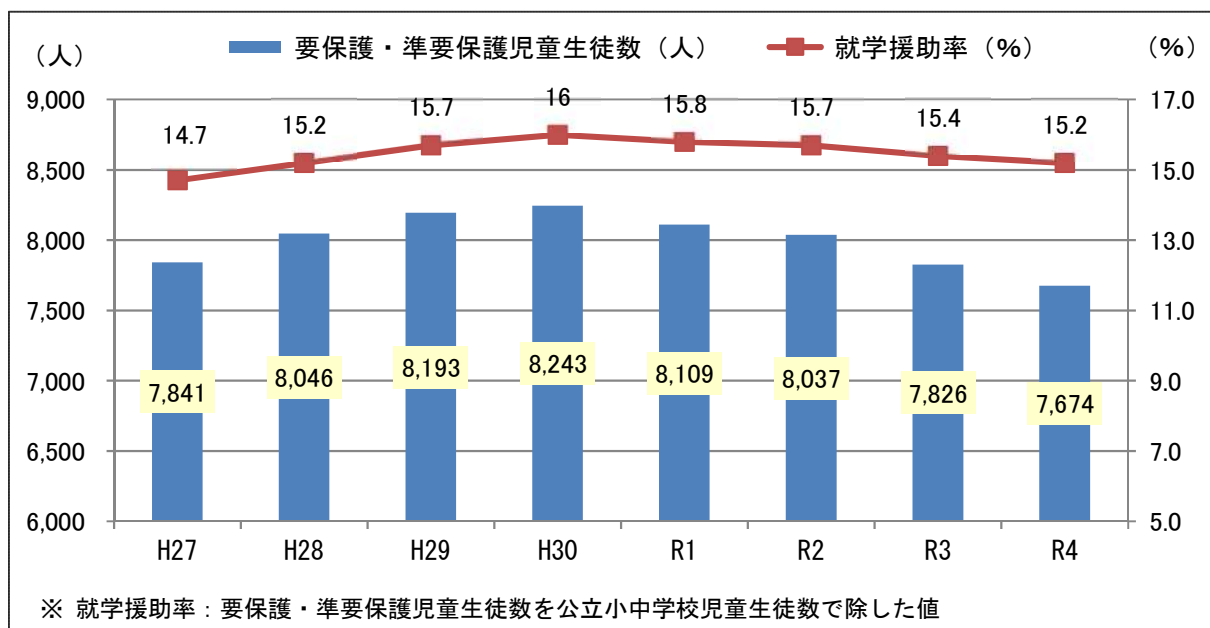
○要保護・準要保護児童生徒数の推移

[単位:人]

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
要保護児童生徒数	382	366	364	362	324	298	265	246
準要保護児童生徒数	7,459	7,680	7,829	7,881	7,785	7,739	7,561	7,428
合計	7,841	8,046	8,193	8,243	8,109	8,037	7,826	7,674

※ 要保護児童生徒：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒：要保護児童生徒に準ずる程度に困窮している者として市町村教育委員会がそれぞれの基準に基



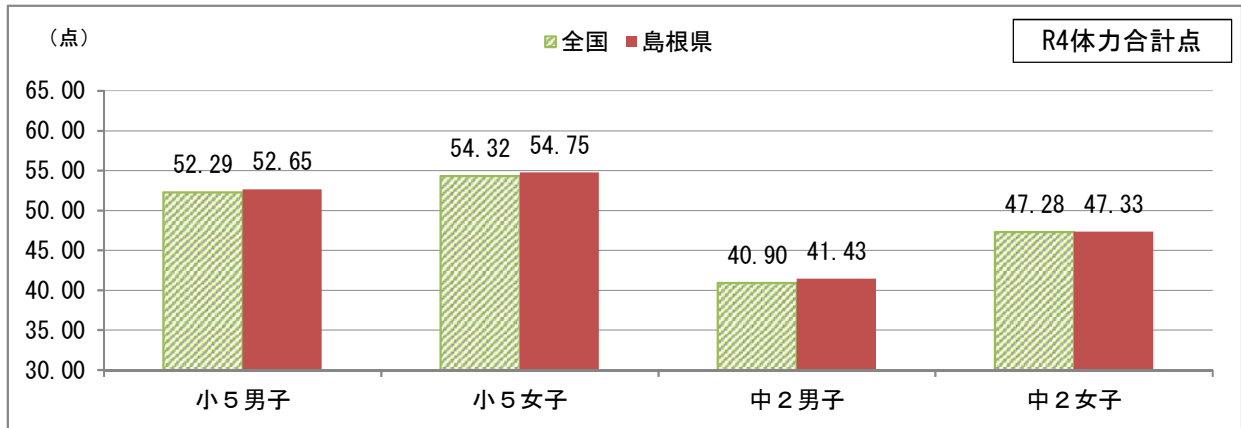
○就学援助を受けている児童生徒の数、就学援助率は、近年、減少傾向にある。

○高校生等奨学給付金の状況（国公立高等学校）

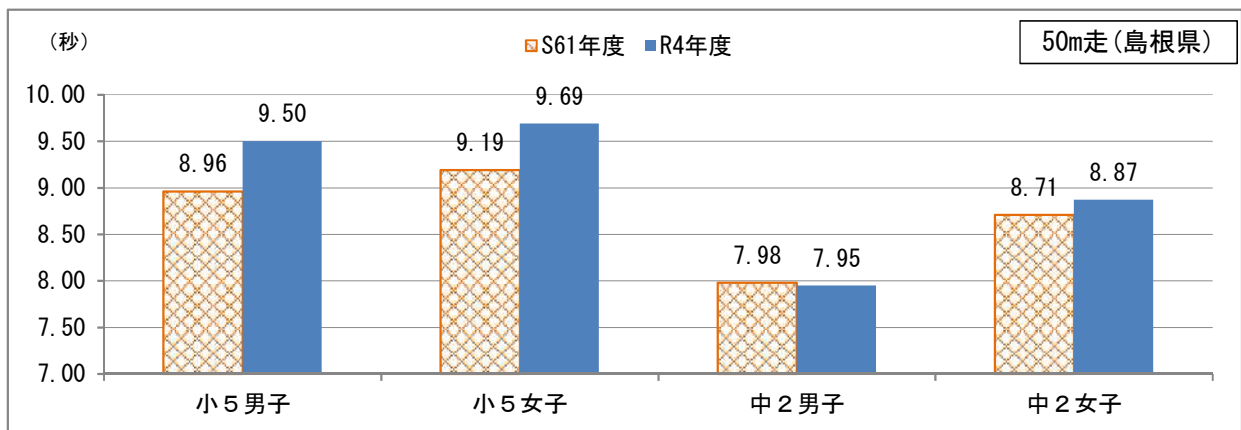
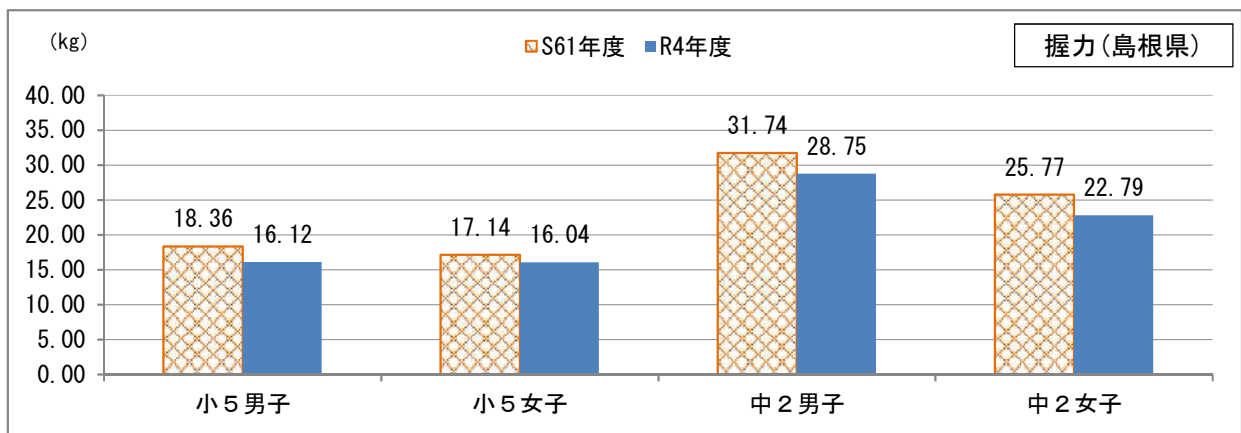
	H30	R1	R2	R3	R4
受給者数(人)	1,982	1,908	1,607	1,402	1,321
受給者の割合(%)	10.8	10.6	9.2	8.3	7.9

○受給者数及び受給者の割合は減少傾向にある。

13. 体力・運動能力の状況



出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

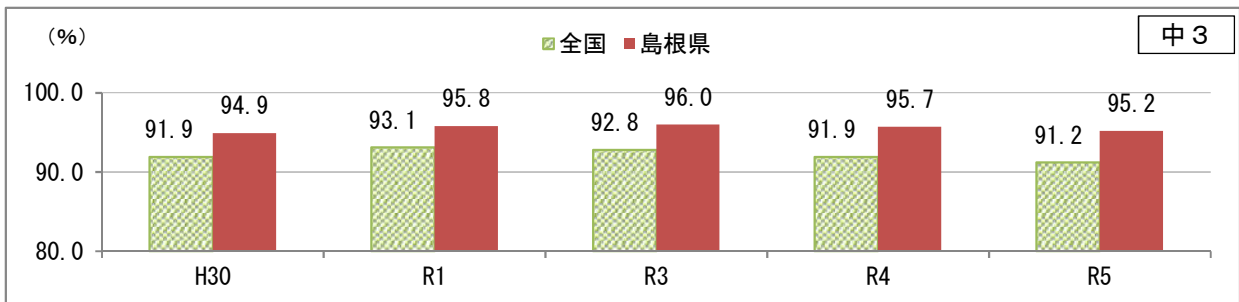
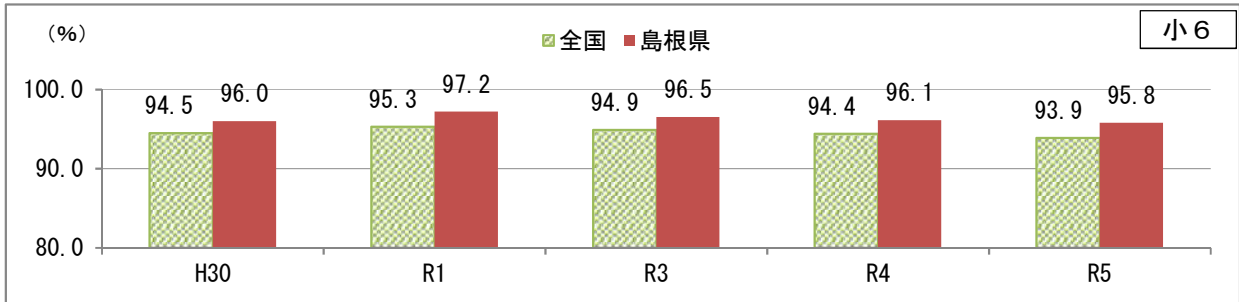


○体力合計点は、小学校・中学校とも全国平均並みである。

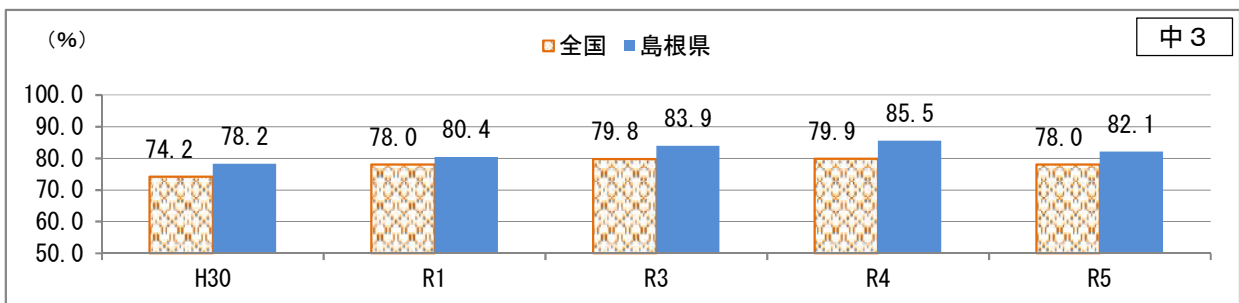
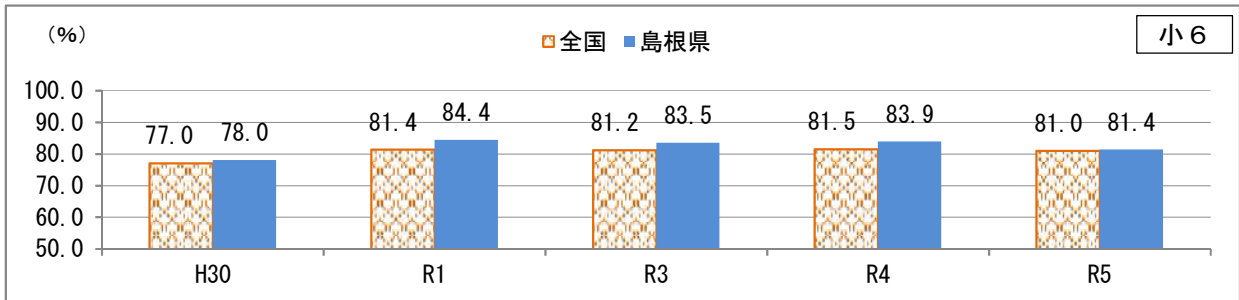
○一方、過去と比較すると、中学2年生男子の50メートル走を除き、本県の体力値ピークであった昭和61年度に比べ、及ばない状況となっている。

14. 生活習慣の状況

「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合



「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」と回答した児童生徒の割合

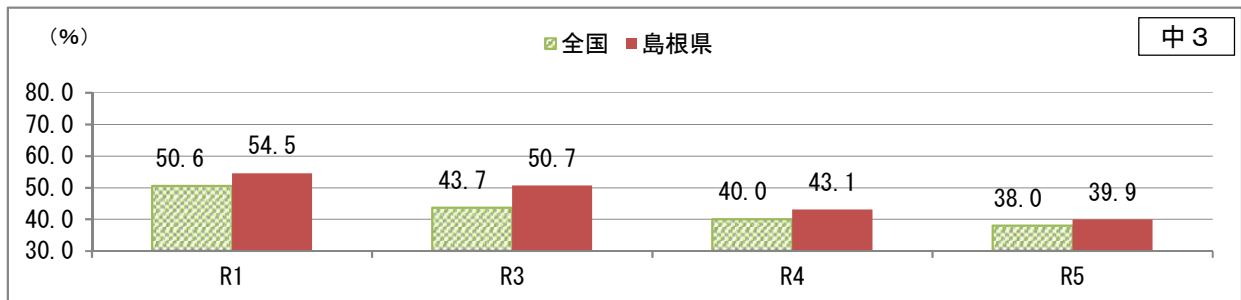
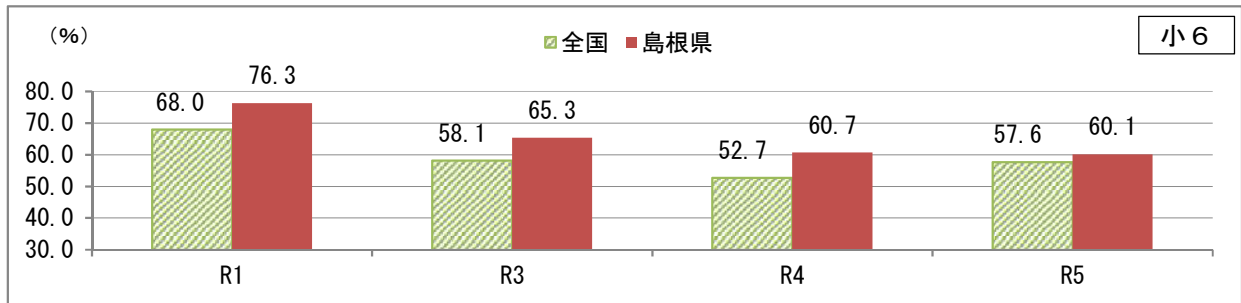


出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

- 「朝食を毎日食べている」と回答した小学6年生、中学3年生の割合は全国を上回って推移している。
- 「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」と回答した児童生徒は、全国を上回って推移している。

15. 子どもと地域との関わりの状況

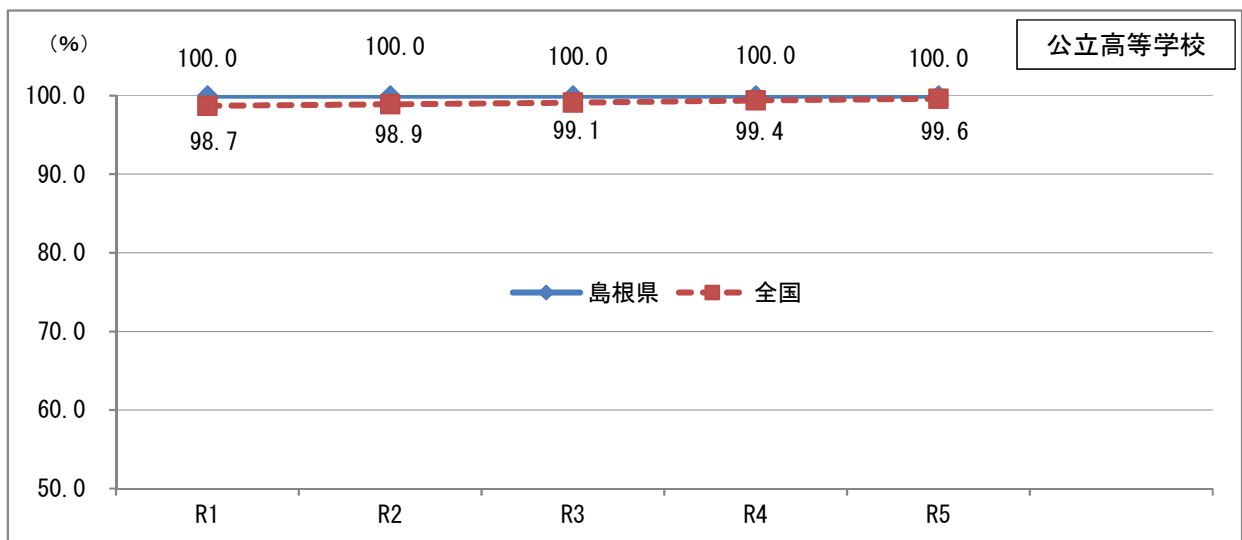
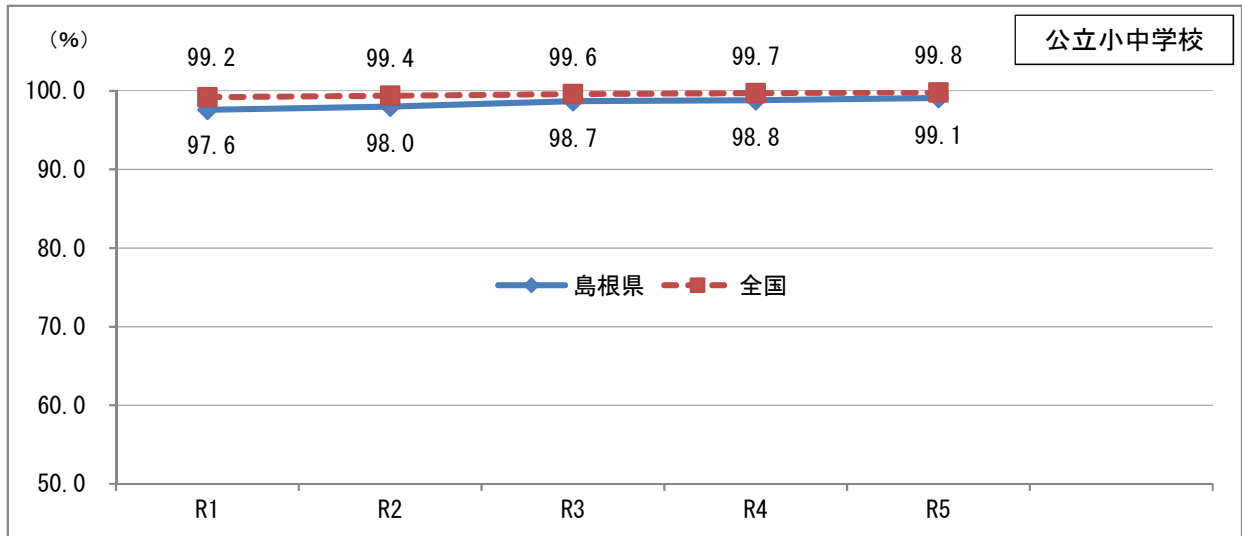
「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

○「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒は、小学6年生・中学3年生ともに、全国平均を上回って推移している。

16. 学校施設耐震化の状況



出典：文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」

- 公立小中学校施設の耐震化率は全国平均を下回って推移。
- 公立高等学校施設の耐震化率は平成30年度に100%を達成。

17. 社会教育の状況

※下記の数値は各年度末の実績数

○ふるさと教育を実施している公立小中学校の割合

区分	R1	R2	R3	R4	R5
ふるさと教育の実施割合（単位：％）	100	100	100	100	100

○家庭教育支援事業（親学プログラム・親学ファシリテーター活用）の実施状況

区分	R1	R2	R3	R4
親学プログラム研修回数（単位：回）	167	65	55	75
研修参加者数（単位：人）	4,909	1,224	936	1,399

○親学ファシリテーター数

区分	R1	R2	R3	R4
親学ファシリテーター数（単位：人）	745	815	837	861

○放課後支援事業（放課後子ども教室）実施状況

区分	R1	R2	R3	R4
放課後子ども教室（単位：小学校区）	160	144	140	120

○土曜日の教育支援の実施状況

区分	R1	R2	R3	R4
実施箇所数（単位：箇所）	28	58	58	54
実施市町村数（単位：市町村）	4	4	4	4

※H30年度から事業名称を「外部人材を活用した教育支援」に変更

- ふるさと教育を実施している公立小中学校の割合は100%で推移
- 親学プログラム研修回数は新型コロナウイルス感染症の影響により開催数の減少
- 親学ファシリテーター数は累計数
- 放課後支援事業の放課後子ども教室は120小学校区(R4)で実施され、実施率は60.9%（全小学校区数：197）
- 土曜日の教育支援は実施数が近年50箇所程度であり、実施市町村数も4市町村程度で推移

18. 文化財の状況

国・県指定文化財の状況

種 別	国指定		県指定		計
有形文化財	100	(5)	215	315	(5)
建造物	26	(3)	30	56	(3)
絵画	10		36	46	
彫刻	22		43	65	
工芸品	19	(2)	50	69	(2)
書跡	3		14	17	
典籍	0		2	2	
古文書	9		23	32	
考古資料	11		17	28	
歴史史料	0		0	0	
無形文化財	1	(0)	4	5	(0)
工芸技術	1		4	5	
芸能	0		0	0	
民俗文化財	17	(0)	50	67	(0)
有形民俗文化財	10		16	26	
無形民俗文化財	7		34	41	
記念物	105	(4)	102	207	(4)
史跡	57		59	116	
名勝	6		2	8	
天然記念物	31	(4)	37	68	(4)
史跡及び名勝	3		0	3	
名勝及び天然記念物	6		2	8	
天然記念物及び名勝	2		2	4	
その他	5	(0)	0	5	(0)
重要伝統的建造物群保存地区	3		0	3	
重要文化的景観	1		0	1	
選定保存技術	1		0	1	
合 計	228	(9)	371	599	(9)

※令和5年10月1日現在
 ※国保有指定文化財は含まない
 ※（ ）は国宝・特別天然記念物の数で内数

○国・県指定文化財件数は、国指定228件、県指定371件の合計599件

島根県の教育における令和6年度の主な取組

1 幼小連携・接続

(1) 背景、現状等

① 国の動向

- ・ 小学校学習指導要領では「学校段階間の接続」が新設され、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえた、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の実現が求められている
- ・ 中央教育審議会の「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」による審議まとめ「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について」（令和5年2月）では、全ての子どもが格差なく質の高い学びへと接続できるよう、5歳児から小学校1年生の架け橋期の2年間の教育の充実を推進することが示された

② 島根県の状況

- ・ 平成30年に健康福祉部との共管による島根県幼児教育センターを設置し、幼児教育及び幼小連携・接続の推進に係る体制を強化
- ・ 令和2年7月には、県民の幼児教育についての共有化を図り、幼小連携・接続への理解醸成のため、幼児教育振興プログラムを策定
- ・ 令和5年4月に県教育委員会に幼児教育推進室を設置するとともに、幼小連携・接続アドバイザーを配置し、幼小連携・接続の推進体制の更なる体制強化を実施
- ・ これらの取組により、小学校でのスタートカリキュラムの実施などの取組や小学校校区における幼保小の交流行事の計画的な取組が施されつつある
- ・ 一方、これらの連携が形式的なものに留まるなど、円滑な幼小連携の具体的な取組が各市町村において十分に実施されるに至っていない
- ・ 小学校との接続を見通した教育課程の編成を行っている幼児教育施設の割合は以下のとおり

（当該年度10月時点、単位％）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
目標値	31.1	31.7	32.3	32.9	33.6
実績値	31.0	31.1	25.9	-	-

(2) 令和6年度の取組

- ・ 幼小連携・接続アドバイザーを中心に、市町村主催の幼小連携・接続に係る研修支援の充実を図り、小学校校区における接続期のカリキュラム実施等、具体的な取組に向けた支援につなげ、全県の円滑な幼小連携・接続を推進していく
- ・ 幼児教育コーディネーターを本庁に配置し、各市町村における地域内の保育への施設種を超えた相互理解を図るための研修支援や、市町村幼児教育アドバイザー等の訪問指導への同行支援等、幼児教育の質の向上のための市町村支援に取り組む

2 基礎学力の育成

(1) 背景、現状等

- ・ 近年の全国及び県の学力調査結果分析から、小学校5年生～中学校3年生において、算数、数学のように内容に系統性のある教科は、下の学年で習ったところまでさかのぼって指導が必要であることが明らかになっている
- ・ 既習の学習内容におけるつまずきは次の学習内容の理解に影響を与えることが多く、児童生徒の学力を育成するためには、特に小学校低学年段階において、どこで子どもがつまずくのか、それはなぜなのかを知り、学習支援を行う必要がある
- ・ 既存の学力調査において、どの問題ができないかは把握できるが、なぜその問題ができないのか、学習内容のどの段階で何につまずいているのか特定できていないという現状がある。学習のつまずきへの対応は、幼児教育から学校教育への接続期である小学校低学年段階から、学校全体で組織的に全体の授業改善と個別の支援の両面から取り組む必要がある

(2) 令和6年度の取組

① 小学校低学年を対象とした取組

- ・ 19市町村から抽出した小学校において、低学年を対象に、学習のつまずきを把握する調査を実施
- ・ 教科学力の基盤となると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等における学習のつまずきを、教師の知識や経験による対応ではなく、客観的な分析をもとに把握する
- ・ 調査校等に対し、分析した調査結果を提供し、分析し学習のつまずきの解消に向け低学年段階からの学習支援に取り組むよう促すとともに、自校の児童の実態に応じた組織的な授業改善の取組が推進されるよう、説明会や研修等を通して支援

② 県と市町村の教育委員会の更なる連携

個々の学校現場の実態を把握し、有効な対応策をとるために、以下の取組を実施

- ・ 市町村と県の教育長と一緒に市町村立学校を訪問し、学校管理職との意見交換
- ・ 市町村と県の教育長の一対一の意見交換や個々の課題の対応策の横展開を図るための「県・市町村教育長会議」の複数回開催

③ 家庭学習習慣の定着の取組

学習習慣の定着を図る放課後児童クラブに対して、学習の見守りを行う人材の情報を提供

3 ICTを活用した教育の推進

(1) 背景、現状等

① 国の動向

- ・ 学習指導要領では、「情報活用能力」を「言語能力」「問題発見・解決能力」等と並んで育成すべき学習の基盤となる資質・能力として位置付けており、各教科等の特質を生かし、教科横断的な視点から育成することを求めている
- ・ 文部科学省は、Society5.0時代を生きるすべての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠であるとの観点から「GIGAスクール構想」を推進しており、1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワークのもとでの学びが必要となっている

② 島根県の状況

ア 県立学校におけるICT環境

- ・ 生徒1人1台端末及び教員用端末や校内ネットワークの整備、GIGAスクール運営支援センター（ヘルプデスク）設置、教員のICT活用のための研修の実施等、環境整備を推進
- ・ 県教育委員会実施のアンケート結果（R5年7月実施）によれば、生徒用1人1台端末を活用した授業実践を「全く行っていない」教員が26%

イ 市町村立学校におけるICT環境

- ・ 児童生徒1人1台端末及び教員用端末の整備は完了しているが、校内ネットワーク環境（容量等）には市町村間で差がある
- ・ 全国学力・学習状況調査（R5年4月実施）によれば、端末を毎日授業で活用している学校の割合は5割に満たない

(2) 令和6年度の取組

① 教員の指導力向上

教員のICT活用スキルの向上、授業における効果的な活用について学ぶため、教育センターにおける研修の充実や出前講座の利用促進、校内研修体制の推進を図る

② 島根県GIGAスクール構想推進協議会の設置

GIGAスクール構想の更なる推進に向け、県内自治体の課題や課題解決に向けた取組、学校における効果的な実践等の情報を共有するため、「島根県GIGAスクール構想推進協議会」を設置し、県全体でGIGAスクール構想の実現を着実に進める

4 不登校児童生徒への支援

(1) 背景、現状等

① 国の動向

- ・ 平成28年7月に「不登校に関する調査研究協力者会議」においてとりまとめられた「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」では、支援の視点として「不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要である」と記載されている
- ・ また、令和5年3月に通知された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)においても「多様な学びの場、居場所の確保」が求められている

② 島根県の状況

- ・ 令和4年度の公立小学校・中学校の不登校児童生徒数の合計は1,911人、1,000人当たりの人数は37.9人で、ともに7年連続で増加しており、1,000人当たりの人数は全国平均の31.7人を上回っている
- ・ 全ての公立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用など教育相談体制の充実により、学校内外の機関で相談・指導を受けていない不登校児童生徒の割合は24.9%と全国平均の38.2%を下回っているものの、2割以上の児童生徒がどこにも繋がっていない状況とともに、平成30年度の20.6%に対し、4.3ポイント増加している
- ・ 市町村が設置する教育支援センターで相談・指導等を受けた児童生徒は、平成30年度191人(18.7%)、令和4年度243人(12.7%)と受入れ人数は増加しているものの、受入れに限界があるため割合は減少している。一方、民間団体・施設で相談・指導等を受けた児童生徒は平成30年度48人(4.7%)、令和4年度128人(6.7%)と増加傾向にある

(2) 令和6年度の取組

- ・ 不登校児童生徒が増加する中、既存の取組だけでは個々のニーズに応じた受け皿が不足しているため、行政や学校だけではなく、NPOやフリースクール等との連携が必要となってきた
- ・ 学校と民間団体等は、不登校児童生徒の社会的自立を支援するという共通の目標を有していることから、新たに県と市町村教育委員会、民間団体等との連絡協議会を設置し、連携を進めていく

5 学校と福祉の連携

(1) 背景、現状等

- ・ 貧困やネグレクト、DV、ヤングケアラー等、子どもを取り巻く環境の複雑化・多様化により、学校のみでは対応しきれない現状が年々増加しており、福祉との連携強化を図る必要がある
- ・ 「島根県子どもの生活に関する実態調査結果」(令和元年9月実施)によると、家族の介護・看護をほとんど毎日行っている児童生徒(いわゆるヤングケアラー)は、小学生で1.4%、中学生で0.9%、高校生で0.6%と一定数存在しているものと考えられる

(2) 令和6年度の取組

- ・ 子どもを取り巻く生活面での困難を、学校から福祉へとつなぐことで改善を図るノウハウを実践・検討する「学校・福祉連携モデル事業」の充実を図り、成果と課題の抽出・分析を行う
- ・ モデル事業で得られた成果を、報告書のほか、わかりやすいリーフレットにまとめ、具体的な学校と福祉の連携方法などを、研修等の機会を活用して学校現場への周知を図る
- ・ また、教職員を対象とした研修講座を新たに開設するなど、現場の教職員の関心や理解を高めていくほか、課題の解決に向けて関係機関と情報共有し、協力して取り組む

6 教員不足と働き方改革

(1) 背景、現状等

① 教員不足

- ・ 年度当初の教員の欠員状況は、全校種あわせて以下のとおりであり、年々増加
R3：28人、R4：32人、R5：37人
- ・ 近年の大量退職や、特別支援学級の増加、県単独事業を含めた手厚い教員配置などにより、毎年、多数の教員確保を行う必要がある一方で、教員志望者の減少等により、必要数に見合った教員のなり手を確保できない状況が続いている
- ・ これまでも、再任用促進や、教員採用試験の抜本的見直し（特別選考試験の創設など）、都会の退職教員等のUターン・Iターン促進、大学・高校と連携した教員志望者の裾野拡大、募集広報の強化など、あらゆる対策を同時並行で進めているが、状況の改善に至っていない
- ・ 教員志望者減少の背景には、時間外勤務や保護者対応等を含めた勤務環境への懸念・不安等も存在していると考えられることから、教員不足を解消するためには、教員確保に向けた直接的な取組と、働き方改革及び教職員のサポート強化を車の両輪として進めていく必要がある

② 教職員の働き方改革

- ・ 学校現場の業務改善を推進することで職場環境を整え、教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化を図るため、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定し、具体的な取組を進めてきた（令和元年度から3年度が取組の重点期間）
- ・ これまでの取組によって、時間外勤務はプラン策定前の4割程度削減できたものの、プランで掲げる数値目標（時間外勤務年間360時間以内、年次有給休暇の取得日数、ワーク・ライフ・バランスが取れているとする教職員の割合）は未達の状況にあり、教育の質の向上や優秀な人材確保の観点からも教職員の働き方改革は重要

(2) 令和6年度の取組

① 教員確保策

- ア 新規の人材確保及び定着促進
- イ 教員志望者の裾野拡大
- ウ 60歳以後も勤務できる教員の働き方の選択肢の拡大
- エ 募集広報・教職の魅力発信強化
- オ 指導主事・社会教育主事の市町村への派遣制度の見直し
- カ 教員不足に対する緊急対応非常勤講師の配置などの緊急措置（小中学校）
- キ 奨学金制度、処遇改善への対応（国への働きかけなど）

② 教職員の働き方改革

聖域なき働き方改革により、教員の時間外勤務の削減と児童生徒に向き合う時間の確保を推進

- ア 教員にしかできない業務における働き方改革
- イ サポート人材の確保
- ウ 外部委託の推進
- エ 県教育委員会による調査・照会の見直し
- オ 保護者・地域を巻き込んだ働き方改革の機運醸成

7 部活動の地域移行

(1) 背景、現状等

- ・ 国は、令和4年12月27日にガイドラインを策定し、令和5年度から7年度を「改革推進期間」と位置づけ、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備により、公立中学校の部活動の段階的な地域連携及び地域移行を、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すと提示
- ・ 部活動の地域移行は、少子化や教員の働き方改革における課題解決のための手段の1つであるが、中山間地域・離島を多く抱える島根県においては、国が目指すとおりに進めることは困難
- ・ 地域移行が困難な場合においては、当面は、地域の多様な人材の活用や、合同部活動などの部活動の地域連携を進めることとし、部活動指導員等の配置による教員の更なる負担軽減に取り組むとともに、地域移行に向けて、将来的に教員に代わって専門的な指導ができる人材の育成が必要

(2) 令和6年度 of 取組

- ・ 公立中学校の部活動のあり方については、市町村が主体的に考えることが必要であり、県教育委員会は情報を提供し、希望する市町村が国が示す事業を活用できるよう対応
- ・ 部活動指導員に関して、教員に代わって専門的な指導ができる人材が不足しており、部活動指導員等の確保が困難な地域が多いことから、新たな指導者を段階的に養成
- ・ 国に対しては、地域移行に伴う新たな費用負担について確実かつ継続的な財政支援を要望するとともに、地域移行が困難な場合を想定し、部活動指導員等についても拡充を要望
- ・ 平成31年2月に策定した県の「部活動の在り方に関する方針」（内容は国のガイドライン「I 学校部活動」部分）について、令和6年2月に改訂
- ・ 今後、県が策定する予定の「新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（仮称）」（内容は、国のガイドライン「II 新たな地域クラブ活動、III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備、IV 大会等の在り方の見直し」部分）について、検討委員会を立ち上げて検討を進めていく

新たな教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・子ども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組み合わせ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・この1年くらい間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらい間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導體制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

国の教育振興基本計画の第3期と第4期の比較

第3期 教育振興基本計画 (H30～R4)		
<教育政策の重点事項> ① 「超スマート社会(Society5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか、「人生100年時代」を豊かに生きていくためには「人づくり革命」「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要 ② 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化		
基本的な方針	教育政策の目標	
夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	1	確かな学力の育成(主として初等中等教育段階)
	2	豊かな心の育成 (〃)
	3	健やかな体の育成 (〃)
	4	問題発見・解決能力の修得(主として高等教育段階)
	5	社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成(生涯の各段階)
	6	家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 (〃)
社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	7	グローバルに活躍する人材の育成
	8	大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成
	9	スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成
生涯学び、活躍できる環境を整える	10	人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
	11	人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
	12	職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進
	13	障害者の生涯学習の推進
誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	14	家庭の経済状況や地理的条件への対応
	15	多様なニーズに対応した教育機会の提供
教育政策推進のための基盤を整備する	16	新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等
	17	ICT利活用のための基盤の整備
	18	安全・安心で質の高い教育研究環境の整備
	19	児童生徒等の安全の確保
	20	教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革
	21	日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化



第4期 教育振興基本計画 (R5～R9)			
<コンセプト> ① 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ② 日本社会に根差したウェルビーイング(※)の向上 ※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること			
基本的な方針	教育政策の目標	新規施策例・キーワード等	
1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 4 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話	1	確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	
	2	豊かな心の育成	主観的ウェルビーイングの向上(幸福感・自己肯定感等)
	3	健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	運動部活動改革の推進
	4	グローバル社会における人材育成	
	5	イノベーションを担う人材育成	・ 探究・STEAM教育 ・ 理工系分野をはじめとした人材育成 ・ アントレプレナーシップ教育
	6	主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	子どもの意見表明
	7	多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	・ ヤングケアラーの支援 ・ 子供の貧困対策
	8	生涯学び、活躍できる環境整備	
	9	学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	
	10	地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	・ 社会教育施設の機能強化 ・ 社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ・ 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携
	11	教育DXの推進・デジタル人材の育成	・ 1人1台端末の活用 ・ 児童生徒の情報活用能力の育成 ・ 教師の指導力向上 ・ 校務DXの推進
	12	指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	
	13	経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	
	14	NPO・企業・地域団体等との連携・協働	・ フリースクール等との連携 ・ 部活動地域移行 ・ 福祉団体等との連携
	15	安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	
	16	各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	子どもを含む利害関係者からの意見聴取・対話

こども大綱

(令和 5 年12月22日閣議決定)

【説明資料】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあつて声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）
- 数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

こども大綱における目標・指標

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…こどもまんなか社会

目標（別紙1）

（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状*維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標（別紙2）

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

次期計画 審議スケジュール（案）

年	月	審議会等
令和6年	3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和5年度 第5回 審議会(3/18)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 現計画の概要、主な施策の成果、審議スケジュール 等
	4月	
	5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和6年度 第1回 審議会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目指すべき教育の姿について ・ 基本的な構成の検討 等
	6月	
	7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2回 審議会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な構成の決定 ・ 答申（素案）の検討 等
	8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第3回 審議会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ R5「点検・評価報告書」について ・ 答申（案）の検討 等
	9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第4回 審議会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 答申（案）の決定 ・ パブコメの実施について 等
	10月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">パブリックコメント (1か月)</div>
	11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第5回 審議会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ パブコメの結果について（答申（案）への反映） 等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">答申（下旬頃）</div>
	12月	